
2024年2月

Essential SSGA – Japan

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の投資信託、投資一任勘定およびこれらに関連する利益相反の概要

本書の記載事項は、マサチューセッツ州法に基づき設立された限定目的非預金信託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（「SSGA トラスト・カンパニー」または「SSGA」）の日本法人ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（「SSGA」）のビジネスおよび事業活動を反映しています。SSGA トラスト・カンパニーは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「SSBT」）の完全子会社です。SSGA ならびにその米国および米国外におけるその他の関連アドバイザー会社（総称して「ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ」）は、SSBT の親会社であるステート・ストリート・コーポレーション（「ステート・ストリート」）の資産運用事業を担っています。

ご質問やご不明な点がございましたら、営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

はじめに

SSGAJ は、金融商品取引法（「**金商法**」）上の金融商品取引業者（「**金融商品取引業者**」）として、資産運用サービスおよびフィデューシャリー・サービスを顧客に提供しています。具体的には、SSGAJ は投資信託委託業務および（特に顧客の口座（「**投資一任**」）のために）投資一任業務を提供しています。SSGA および SSGAJ の資産運用サービスの一部は、SSGA および SSGAJ の関連会社に再委託されますが、これらの会社はその事業を営む法域において認可または規制当局の登録を受けることがあります。各種サービスのご契約先である SSGA の関連会社についてご理解いただくとともに、お受け取りになった開示情報をご検討いただくようお願い致します。

本書面の記載事項は、SSGAJ が運用する投資一任および日本の投資信託（「**投資信託**」）に係る運用体制のうち顧客にとって重要となる可能性があると考えられる部分について概説するとともに、関連する特定の利益相反について説明することを目的としており、SSGAJ のその他の業務に関する情報を提供するものではありません。SSGAJ が設定・運用する公募投資信託に関する詳細な情報および説明は、購入前に投資家に交付される交付目論見書および請求により交付される請求目論見書に記載されています。これらの目論見書の情報は、本書面の記載事項と合わせてお読みください。なお、本書面の内容が重要文書（以下で定義しています）の内容に抵触する場合には、重要文書の内容が優先するものとします。本書面の記載事項は、投資、法律、会計または税務に関するアドバイスではなく、そうしたアドバイスとして依拠できません。**本書面は、投資信託に関する記述を含みますが、有価証券の買付けの勧誘または売付けの申込みと解されるものではなく、また、一般的にまたは特定の投資家にとって相応しい投資商品としての投資一任または投資信託のそれぞれのメリットの評価を行ったものでもありません。また、本書面は、いずれの投資家の独自の投資目的、戦略、運用条件、税務上の地位や投資期間も考慮していません。**

本書面は、お客様が SSGAJ のサービスを評価される際に検討を要する事項に重点を置いていますが、お客様による評価にとって重要となる可能性があるすべての事項を網羅することを意図していません。重要な戦略や商品レベルの開示情報は、他の文書に記載されています。また、弊社は、顧客や潜在的な顧客に対してその他の様々な情報を提供しています。機関投資家にサービスを提供する他の運用会社と同じく、弊社は、顧客が資産運用サービスの利用について豊富な経験を有していることや専門知識のあるアドバイザーを採用することを想定しています。

そのため、弊社は、顧客や潜在的な顧客自らが SSGA の能力、サービスおよびパフォーマンスの評価にとって重要であるとする情報を特定し、かかる情報を要求することを前提としています。本書面は、お客様によるデュー・デリジェンスを補完すべきものであり、お客様による評価にとって重要な情報に関するお客様の判断を代替するものではありません。本書面の情報を理解・評価される際には、ご自身の法務アドバイザー、会計アドバイザー、コンサルタント、税務アドバイザー、投資アドバイザーやその他のアドバイザーにもご相談いただくとともに、弊社のサービスに関してお客様が行うべき全てのデュー・デリジェンスを実施していただくようお願い致します。

弊社の組織、業界および適用される規制は常に変化しているため、弊社では、弊社の方針および手続きを見直し、それらの継続的な有効性について評価しています。そのため、弊社の方針および手続きならびに本書面を随時変更することがあります。

SSGAJ およびその顧客の権利義務は、本書面ではなく、該当する投資商品やサービスに関する契約書その他の重要文書を参照して決定されます。本書面の記載内容は、SSGAJ またはその関連会社の権利義務を設定したり、SSGAJ またはその関連会社を法的に拘束したりするものとして解釈することはできません。

弊社は、お客様に提供する資産運用サービスに関連する重大な利益相反を本書において特定するよう努めておりますが、そうした利益相反をすべて特定していない可能性があり、また、その他の利益相反が将来生ずる可能性があります。弊社では、生ずる可能性のある利益相反を一般的に軽減し、管理することを目的とし

た方針および手続きを策定しておりますが、特定された実際の利益相反または潜在的な利益相反をすべて軽減または排除できるという保証はありません。

本書面に記載するサービスに関するフィデューシャリー、すなわちお客様またはお客様の関連会社の代理人としての SSGAJ またはその関連会社の地位は、その他の契約上の取決めまたはサービス関係に関する同様の関係または関連する義務を示唆するものではなく、また、それらを生じさせるものでもありません。

秘密性 本書は、ステート・ストリートの秘密情報や専有情報を含みます。ステート・ストリートは、本書が SSGAJ の実際の顧客や潜在的な顧客またはその専門アドバイザーの利益となること、それらの内部で利用されること、また、それらにのみ配布され、その受領者が各種サービスおよび各種サービスに関連する実際の利益相反または潜在的な利益相反についてより包括的に理解できるようにすることを意図しています。受領者はそれぞれ、本書の秘密を保持しなければならず、ステート・ストリートの事前の書面による同意なく本書を他者に対して公表、再配布、提供または宣伝することはできません。

第1部

SSGAJ の投資信託

投資信託とはどのようなものですか。

投資信託とは、投資家から資金を集め、投資信託と称する信託を通じて有価証券およびその他の商品に投資し、投資リターンを投資家に分配することで成り立つ金融商品をいいます。投資信託は集団による投資のための手法です。SSGAJ の投資信託は、「投資信託委託会社」である SSGAJ と投資信託の「受託会社」である信託銀行との間で締結された信託約款に基づき設定されます。SSGAJ の関連会社であるステート・ストリート信託銀行株式会社（「SSTB」）は、現在のところ SSGAJ の投資信託の受託会社ではありませんが、SSTB が将来かかる投資信託の受託会社となる場合には、法令等に基づき顧客に通知されます。顧客

（投資家）は、投資信託の受益権を購入することにより、投資信託への投資の利益を享受することができます。投資信託の受益権の購入および売却（すなわち売買の依頼）は、通常は販売会社と呼ばれるサービス提供者を通じて行われます。投資信託の受益権の第三者への転売については、適格機関投資家向け私募により勧誘が行われる場合と同様に、受益権の転売について一定の制限がある投資信託もあります。詳しくは、個々の投資信託に関する信託約款およびその他の関係文書をご覧ください。

投資信託自体は法人格を有しません。投資家が投資した金銭や投資信託が投資した有価証券等の投資信託の財産は、信託の受託者としての受託会社が保管します。なお、投資信託の信託財産は、受託会社の固有の財産とは分別され、倒産手続の対象となった場合には受託会社の資産から法的に隔離されます（この点ならびに受託会社およびサブ・カस्टディアン（託子）の役割について、詳しくは下記「誰が投資信託のために カストディ・サービスを提供するのですか。」をご覧ください）。

投資信託では、投資信託委託会社としての SSGAJ が、運用戦略および運用ガイドラインに基づく投資先資産としての個々の有価証券およびその他の商品を運用し、それらの売買等の取引に関する指図を受託会社に対して行います。この指図に基づき、投資信託の受託会社は、有価証券およびその他の商品の売買取引を実施します。

投資信託の受益者（すなわち保有者）は、収益分配金および償還金の支払いを受けることができます。投資家である受益者は、受益権の換金を希望する場合には、信託約款に従い販売会社に対して換金の請求（すなわち解約または買取の請求）を行うことができます。

投資信託が償還される場合（すなわち信託の清算）における投資信託の受益者の権利を保護するために、信託約款の内容に重大な変更がなされる場合または投資信託が併合される場合には、受益者から書面決議による一定の承諾を得ること等が法令上要求されます。

投資信託は、投資信託および投資法人に関する法律（「投資信託法」）に基づき設定されます。投資信託法は、信託約款の内容等についての要件を定めています。金商法は、投資信託の受益権を有価証券に指定しており、投資信託委託会社および販売会社が行うことを禁止される一定の行為等を規定しています。

銀行預金と異なり、投資信託は元本が保証されている商品ではありません。投資信託の損益は、受益者（すなわち投資家）に帰属します。したがって、投資信託の純資産総額が減少した場合には、投資家の投資元本に損失のおそれがあります。

投資信託の受益権は、議決権や経営権を受益権者に付与するものではなく、投資信託は、その信託約款上の基本的条件を大幅に変更する必要がある場合を除き、受益権者間における意思決定のための受益権者集会やその他の集会を開催しません。他の一部のプール型投資商品と異なり、投資信託には、独立した構成員を有する取締役会がなく、投資信託に関する事項を処理する際に SSGAJ が独立したフィデューシャリーまたはアドバイザーを採用またはこれらと協議するという要件が適用されません。そのため、投資信託は、SSGAJ による裁量権の行使について、他の形態のプール型投資商品よりも独立した監督の機能が弱くなっています。

投資信託に関する重要な文書（「重要文書」）とはどのようなものですか。

投資信託は信託約款に基づき設定されるため、各投資信託にとっては信託約款が最も重要な文書です。信託約款の記載事項には、投資家の権利、投資先資産および投資信託の投資制限があります。信託約款は、その中に規定する手続きに基づき変更されることがあります。信託約款の変更は、信託に関する「重要事項」がある場合には受益権者の特別多数を超える承認を要することがあります。その他の信託約款の変更は、受益権者の承認を要しません。

公募投資信託については目論見書が作成されます。目論見書には、次の 2 種類があります：(i) ファンド名、投資信託委託会社等の情報、ファンドの目的・特色、投資リスク、運用実績、申込手続き、手数料および投資家の投資判断に重大な影響を及ぼすおそれのあるその他の事項を記載した交付目論見書、そして
(ii) ファンドに関するより詳細な情報を含んだ請求目論見書。

上記の信託約款および目論見書は、販売会社から投資家に提供されます。

投資信託を購入するにあたり、投資家は、投資信託を購入するための契約を締結する前に「契約締結前交付書面」と称する書面および投資信託を購入するための契約を締結する時に「契約締結時交付書面」と称する別の書面を販売会社から受け取ります（但し、法令等によりこれらの書面の交付が義務づけられない場合もあります）。契約締結前交付書面および契約締結時交付書面は、顧客への説明義務の一環として、金融商品取引業者から交付されます。「契約締結前交付書面」には、契約の概要に関する事項、報酬等の事項、SSGAJ の概要および顧客の判断に影響を及ぼすおそれのあるその他の重要事項、ならびに運用方針／戦略、運用の方法および取引の種類、運用の実行等に関する事項を記載します。「契約締結時交付書面」は、顧客の保護を目的として顧客に交付され、顧客は、自らが締結した契約の内容を確認することができます。この書面には、金融商品取引業者としての販売会社に関する情報、契約締結日、顧客が販売会社に連絡する方法等の情報を記載します。

また、投資信託の存続期間中、投資信託の投資家は、販売会社から次の文書等を受け取ります：(i) 投資信託委託会社が作成する運用期間中の運用実績および運用経過、信託財産の構成および有価証券の売買の状況を記載した運用報告書（交付運用報告書および運用報告書（全体版）で構成されます。但し、一定の場合には運用報告書は義務づけられませんのでご注意ください）、そして(ii) 販売会社が残高等の情報を報告する取引残高報告書。

投資信託に関する各重要文書を読んで理解することが重要です。1 つの文書だけを読んでもその投資信託の内容を完全な理解に至ることはできません。投資信託に関する重要文書を理解し評価される際には、ご自身の法務アドバイザー、会計アドバイザー、コンサルタント、税務アドバイザーやその他のアドバイザーにもご相談ください。

どのような形態の投資信託がありますか。誰が投資信託に投資できますか。

投資信託は、(i) 単位型の投資信託（申込みが開始時にすべて一度に行われ、その後は追加申込みができないもの）と、(ii) 追加型の投資信託（ファンド設定後も追加申込みが可能であり、追加の信託財産が当初の信託財産とともに運用されるもの）に大別することができます。

投資信託は、証券投資信託とその他の投資信託に分類することもできます。このうち、証券投資信託は、投資先資産の種類により次のように大別できます：(i) 株式投資信託（目論見書や信託約款に基づき株式に投資できる投資信託）、(ii) 公社債投資信託（株式を組み入れず公社債や短期金融市場商品に投資して資金を運用する投資信託）。株式投資信託および公社債投資信託は、追加申込みが認められるか否かにより単位型と追加型に分類されます。株式投資信託と公社債投資信託の間には、収益に課せられる税率等について違いがあります。また、不動産に投資する日本の不動産信託受益権または不動産現物に投資するものや、2 つ以上の種類の資産に投資するもの等、その他の種類の投資信託もあります。

さらに、「ファミリーファンド」と称する形態の投資信託があります。ファミリーファンド構造を用いて、2 つ以上の投資信

託の資産が「マザーファンド」と称する（「親投資信託」と称することもあります）別の投資信託にまとめて投資され、マザーファンドが株式、債券やその他の資産に投資します。この場合、顧客（投資家）が「ベビーファンド」と称するファンド（すなわち投資信託）を購入し、ベビーファンドがマザーファンドに投資します。マザーファンドの運用成績は、ベビーファンドに反映されます。ファミリーファンド構造の目的は、2組以上の資産を合同して運用することにより運用効率を高め、規模の利益を得ることです。同時に、ファミリーファンド構造は、ベビーファンドの投資家のニーズ（例えば、外国為替ヘッジを利用するか否か等）に適合した商品の設計が可能となります。

また、他の投資信託や投資法人に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」（FoF）と称する形態の投資信託があります。これは、様々な投資信託に資産を配分することでより分散されたファンド運用を目指します。

投資信託の受益権の購入について、投資信託の当該受益権を提供する方法は、次の異なるタイプに分類されます：(i) 公募（不特定多数の投資家による取得を目的とした投資信託の受益権）、(ii) 私募（適格機関投資家のみが投資信託の受益権を取得することができる「プロ私募」や、少数の投資家のみが投資信託の受益権を取得させることを目的とした「少数私募」等）。公募の場合には、募集先を適格機関投資家とする旨の要件はなく、募集先の人数に関する日本法上の制限もありません。但し、顧客が投資できるファンドは、顧客の状況により異なることがあります。

誰が投資信託の財産を保管するのですか。

顧客が投資した金銭や投資信託が投資した有価証券等の投資信託の財産は、信託受託者としての受託会社が保管します。なお、投資信託の信託財産は、受託会社の固有の財産およびその他の信託財産とは分別され、受託会社が倒産手続の対象となった場合には受託会社の資産から法的に隔離されます。

投資家は、投資信託の保有財産（投資信託が投資する有価証券等）に対して直接的な権利を有しませんが、投資信託の受益権を有します。投資信託の受益権の純資産総額は、投資信託の保有財産の評価額の増減により変動します。

各投資信託に帰属する有価証券等の資産から当該ファンドの負債が差し引かれます。ある投資信託に起因する費用、経費、手数料および引当金は、すべて当該投資信託に割り当てられます。但し、ある特定の投資信託のみに割り当てられまたは帰属する資産に対して、その他の投資信託に関する負債を割り当てられることはありません。ある特定の投資信託に対して信用を供与した者またはある特定の投資信託に対して債権や契約を有する者は、当該信用、債権または契約に係る支払いについて、かかる特定のファンドの資産のみを引き当てにすることができます。

誰が投資信託を運用するのですか。

SSGAJ が設定する投資信託は、投資信託委託会社としての SSGAJ が運用します。一部の投資信託については、本書面の第 3 部に記載するとおり、投資信託委託会社としての SSGAJ が投資運用を第三者（原則として SSGA の関連会社）に委託し、またはかかる第三者から投資助言を受けることがあります。投資助言を行う SSGA の関連会社は、SSGAJ が既に受領している報酬の他に顧客から直接報酬を受け取りません。これは、SSGAJ が委託に関連して既に受領している手数料から必要に応じて当該報酬が支払われるためです。

上記の委託は、信託約款および投資信託法に基づき、また、SSGAJ の監督の下で行われます。例えば、SSGAJ は、過去にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（USA）に投資運用を委託しています。

本書面の第 3 部に記載されている SSGA の様々な関連会社のうちの 1 社以上が投資信託の運用会社またはサブアドバイザーとなることがあります。SSGA は、自らの業務、職務または義務の一部を、投資運用契約に則して関連会社をはじめとした他社に委託することがあります。この委託にかかわらず、契約を行う SSGA の関連会社は、指定された運用会社またはサブアドバイザーとして引き続き留まり、その運営全般について引き続き責任を負います。

投資信託の運用戦略はどのように実行されるのですか。

投資信託は、その目的に応じて、様々な運用戦略をとりえます。運用戦略は多様です（投資信託の重点が株式に置かれるかまたは債券に置かれるか、ヘッジを行うかまたはヘッジを行わないか等）が、投資信託委託会社が実施する運用戦略は信託約款に従わなければなりません。

投資信託は、様々な運用戦略を実行します。そうした戦略には、信託約款の遵守を条件とした有価証券等の金融商品または資産（先物やスワップなどデリバティブを含みます）への直接投資または間接投資を含むことがあります。また、その投資目的が投資信託の目的／戦略と合致する他のファンド（投資信託、上場投資信託および外国の投資信託を含みます）の受益権への投資を含むこともあります。

投資信託の運用戦略によっては、他の投資信託の受益権への投資により当該投資信託の運用効率が上がる場合があります。投資信託は、法令等および信託約款に従い、SSGAJ の関連会社が運用する他のファンドに投資することがあります。その場合、投資信託は、適用される法令に従って、投資先である他のファンドの投資対象およびリスクに対するエクスポージャーをプロラタで有するとともに、当該ファンドの手数料および費用（SSGAJ の関連会社に支払われる手数料および費用を含みます）をプロラタで負担します。したがって、SSGAJ の投資信託をはじめとした SSGA が運用する他のファンドに投資して二重の運用手数料を得るインセンティブが潜在的または実際的にあります。

SSGAJ は、投資信託の運用戦略に関する情報を、当該ファンドの重要文書に記載しています。但し、運用戦略および投資商品としての投資信託の妥当性の評価、ならびにある特定の運用戦略または投資信託を選択するための最終判断については、顧客自身が行う必要があります。顧客の投資目標と投資リスク許容度に基づいた、顧客のトータル・ポートフォリオに対する投資ソリューションの提供を SSGA が要求された場合を除き、SSGAJ は、投資信託の受益権の提供に関して中立的な投資助言を提供することまたはフィデューシャリーとしての地位に基づき助言を提供しない場合があります。

投資家はどのようにして投資信託に投資し、投資を解約できるのですか。

投資信託への投資（受益権の購入）および投資の清算（換金 – 受益権の償還または受益権の買戻し）は、投資家が販売会社経由で行います。受益権の譲渡制限が適用される投資信託もあるため、この点について販売会社にお問い合わせください。

投資家は、受益権の換金を希望する場合には、上記の受益権の譲渡制限が課せられる場合を除き、受益権を第三者に売却することにより換金できます。なお、投資信託委託会社による信託受益権の解約を販売会社経由で要求するかまたは販売会社による受益権の買取りを要求することにより、受益権を換金することもできます。こうした要求の可否および手続きは信託約款によりますので、信託約款をご覧くださいとともに、この点について販売会社にお問い合わせください。

投資信託に関連する手数料および費用にはどのようなものがありますか。

販売手数料

「販売手数料」とは、投資信託の受益権を購入する際に販売会社に支払われる手数料をいいます。販売手数料が適用されない販売会社もあります。

信託／運用報酬

信託／運用報酬は、投資信託委託会社（すなわち SSGAJ）による投資運用、受託会社による資産の管理・保管をはじめとしたサービスや、収益分配金および償還金の支払いのために販売会社が提供するサービスに係る費用を補填するために支払われます。この手数料は、ファンドの存続期間中に信託財産から支払われます。信託／運用報酬の額は投資信託間で異なりますので、信託約款をご覧ください。

ファンド・オブ・ファンズ（FoF）については、その投資先ファンドに関する信託／運用報酬も必要です。ファミリーファンドについては、マザーファンドが SSGAJ またはその関連会社により運用される場合には、マザーファンドに関連する手数料についての規定を重要文書に定めることで、SSGAJ またはその関連会社がそのような手数料を受け取る取決めを行う可能性があります。但し、そのような取決めは、現在の日本市場では一般的ではありません。法令および SSGAJ と顧客との間で締結される契約の定めに従い、SSGAJ は、現在のところかかるマザーファンドについて運用手数料を課していないため、顧客は、ベビーファンドについて現時点で課せられている手数料の他に追加手数料を支払う必要はありません。また、受託会社は、現在のところ受託者としてのサービスに関する手数料をマザーファンドに課していません。受託者としてのサービスに対する報酬は、受託会社がベビーファンドに課す手数料のみが原資となります。

原則として、証券代行サービスおよび関連する事務関連サービス（純資産総額の計算を含みますが、これに限られません。）の費用、インデックス・フィーならびに記帳、会計、記録保存や副会計等のサービスに関して第三者や仲介業者に支払われるサービス手数料は、SSGAJ またはその他の当事者が負担し、投資信託の投資家は負担しません。SSGAJ は、顧客から得た運用報酬からこれらの手数料を支払います。このようなサービスに対する事務手数料収入の一部は、SSBT またはその関連会社に配分されます。投資信託に課される事務手数料の金額は、当該投資信託の重要文書および監査済み財務諸表に開示されます。

その他の手数料および費用

信託財産の運用中は、ファンド監査手数料、ブローカー手数料およびカストディアン（SSGAJ の関連会社を含みます）に対する手数料を支払う必要があります。投資信託に関する文書の印刷費用は、信託財産から支払われることがありますが、現在は SSGAJ が運用する投資信託には課されていません。これらは信託財産から支払われることになっており、投資信託に関する重要文書において開示されます。

投資信託の保有者は、受益権の換金を希望する場合には、信託財産留保額として、当該換金に関して生ずる費用相当額（すなわち留保金の支払いを要求されることがあります。このような留保金は、投資信託の受益権の申込時にも課されることがあります。留保金の要否およびそれが課される時点は、重要文書に定められています。

上記に加えて投資信託に関するその他の費用が生ずることがあるため、目論見書や信託約款をご覧ください。

投資信託はステート・ストリートが提供するセキュリティーズ・レンディング・プログラムに参加できますか。

本書作成日現在、こうしたセキュリティーズ・レンディング・プログラムに参加している投資信託はありませんが、運用戦略や信託約款の条件によっては、一部の投資信託が、法令上の問題ない場合には、法律に基づく所定の開示手続等を経た上で将来こうしたプログラムに参加する可能性があります。

投資信託がセキュリティーズ・レンディングを行う場合には、かかるファンド（「貸付側投資信託」）は、自らの運用戦略や事業ニーズのために有価証券を借り入れる他社に対して有価証券を提供します。有価証券の借り手は、大抵の場合はブローカー、ディーラー、マーケットメーカー等の金融仲介業者です。有価証券の借り入れと引き換えに、借り手は、少なくとも借入有価証券の時価相当の価額を有する担保（毎日値洗いが行われます）を差し入れ、要求あり次第または所定の期間の終了時に当該借入有価証券を返却する義務を負います。担保は、現金または有価証券の形態によることができます。投資信託が、SSGA が運用する他のファンドが日本国外で現在実施しているのと同様にセキュリティーズ・レンディングに従事する場合、現金担保は次のように取り扱われる見込みです。SSGAJ は、有価証券の貸手として投資信託が受領した現金担保を、SSGA が運用する一連の現金担保プール（「現金担保ファンド」）に投資します。こうした現金担保ファンドから得た純利益は：(i) 「リベート」（すなわち、有価証券の貸し付けに係る現金担保について 借り手に支払われる金利で、一般にリスクフリーレートを下回り、貸付有価証券の需要を反映します）を受け取る借り手、(ii) 有価証券を貸し出す投資信託の受益者、および(iii)（セキュリティーズ・レンディング・エージェントとしてのサービスに関して）SSBT の関連部門であるステート・ストリート・グローバル・マーケット（「SSG M」）の間で分割されます。同様に、有価証券を担保として受領する場合には、借り手に対して手数料が課せられ、(i) 貸付側投資信託の受益者、および(ii)（セキュリティーズ・レンディング・エージェントとしてのサービスに関して）SSGM の間で分割されます。

SSGAJ およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、貸借取引を実施する義務を負いません。アレンジされる取引は、貸付側投資信託にとって利益となることもあれば、利益とならないこともあり、取引コストを負担した後は、SSBT にとって利益となることもあれば、利益とならないこともあります。SSGAJ（またはレンディング・エージェント）は、有価証券の貸手としての投資信託のために貸借取引に関する最低収益基準を適宜定めることがあります。

SSGM が貸付側投資信託の指定セキュリティーズ・レンディング・エージェントである場合、SSGA およびその関連会社は、主として、(i) SSGAJ が貸付側投資信託の運用に関する運用手数料を受け取り、SSGA が現金担保ファンドの運用に関する運用手数料を受け取る、および (ii) SSGM が貸付側投資信託のためのセキュリティーズ・レンディング・プログラムの運営に係る費用を負担するとともに、上記のセキュリティーズ・レンディング・エージェントとしてのサービスに関してプログラムにより生じた収益を分配する、という 2 つの方法によりセキュリティーズ・レンディング活動の報酬を受け取ることがあります。ステート・ストリートは、内部の管理会計方式に基づき、貸付側投資信託のためのセキュリティーズ・レンディング・プログラムの運営に係る費用及び収益のうち SSGMに帰属する部分を、セキュリティーズ・レンディング活動に関して関連サービスを提供する事業ライン（SSGA およびその投資顧問関連会社を含みます）の間で再分配します。また、有価証券の貸し手たる投資信託および現金担保ファンドの運用による収益（すなわち、前述した運用手数料）は、当該投資信託および現金担保ファンドの純資産や、貸付側投資信託の貸付有価証券の割合等により決定されるため、当該貸し手たる投資信託からの解約、当該投資信託保有資産の減少またはセキュリティーズ・レンディング全般の全体的な落ち込みが生じた場合には、SSGA の総収益は減少します。したがって、有価証券の貸し手たる投資信託の投資家全体を保護することを目的として当該投資信託および現金担保ファンドからの償還に制限が課せられる場合には、結果的に、SSGA および SSGM は、そうした償還制限により経済的利益を受けることがあります。

投資信託がセキュリティーズ・レンディング・プログラムに将来参加する場合には、当該プログラムに関連するリスクおよび利益相反に関する重要な情報がその時点で SSGAJ の営業担当部署から提供されます。

投資信託に関する議決権の行使についての SSGAJ の方針はどのようなものですか。

多くの場合、投資信託が保有する有価証券の議決権を行使することが SSGAJ の方針です。一部の投資信託について、SSGAJ は投資運用会社（「サブアドバイザー」）を保持し、サブアドバイザー契約に則って日々の投資運用サービスを投資信託に提供する場合があります。このような場合において、SSGAJ は投資信託に関する議決権行使の権限をサブアドバイザーに委任する場合があります。この委任に従って、サブアドバイザーは、サブアドバイザーを務める該当投資信託の代理としてサブアドバイザーの議決権行使ポリシーや手順に則って議決権を行使する権限を有します。投資信託については、SSGAJ は、顧客全体（すなわち投資信託の投資家）の経済的利益のために議決権を行使するとともに、投資信託の長期的な経済的価値を保全・増進すると SSGAJ が判断する議決権の行使判断を行うよう努めます。一般的に、SSGAJ は、ある顧客の投資スタイルや投資戦略またはコーポレート・ガバナンス等の問題に対する態度に関係なく、すべての投資信託について同じ方法で議決権を行使します。SSGAJ は、投資信託の持分の長期的な金銭的価値の最大化を図る方法による議決権行使は顧客の利益になるとともに、さらに最終所有者や最終受益者がいる場合には間接的にそれらの者の利益にもなると考えています。

SSGAJ は、SSGA のグローバル・ポリシーに基づき議決権を行使します。議決権の行使と発生する利益相反の管理に関する SSGA のグローバル・ポリシーの概要をご覧になりたい場合には、SSGAJ の営業担当部署までお問い合わせください。ポリシーおよびそうした議決権の行使判断に関する原則を示すスチュワードシップ・コードの要約は、<https://www.ssga.com/jp/ja/individual/mf/about-us/what-we-do/asset-stewardship/asset-stewardship-library>で入手できます。

SSGA のアセット・スチュワードシップ・チーム（「スチュワードシップ・チーム」）は、議決権行使ガイドライン、個別の投票案件、発行体エンゲージメント活動、およびガバナンスとサステナビリティ関連の問題の調査、分析に責任を負っています。議決権行使ガイドラインの実施を含む、議決権行使のプロセスは、投資、コンプライアンスおよび法務の専門家から構成される SSGA の ESG 委員会（「ESG 委員会」）によって監督され、以下に詳述するように、同委員会が議決権行使に関する問題を監視します。SSGA の ESG 委員会が議決権行使ガイドラインの改訂を検討、承認します。スチュワードシップ・チームは重大な議案を ESG 委員会に付託し、レビューとガイダンスを求められる場合があります。

SSGA は議決権行使のプロセスを促進するため、議決権行使とコーポレート・ガバナンスに精通するインステイテューショナル・シェアホルダー・サービス社（「ISS」）を採用しています。SSGA は ISS を活用して以下を行います。

- (1) SSGA の議決権行使代理人としての役割（SSGA に議決権行使の執行と管理サービスを提供）、
- (2) SSGA の議決権行使ガイドラインの適用支援、(3) コーポレート・ガバナンスに関する一般的な問題や具体的な議案に関連した調査、分析の提供、(4) 限られた状況での議決権行使ガイドラインの提供。また、スチュワードシップ・チームは ISS とともに、毎年または個別に、議決権行使ガイドラインと ISS が SSGA に提供するサービスについて検討します。

議決権の代理行使の結果として、利益相反が生じる可能性があります。例えば、SSGA またはその関連会社が、経営陣が委任状を勧誘している会社、または特定の委任状提案の提案者である別の組織にサービスを提供している場合があります。あるいはまた別の例として、SSGA またはその関連会社が企業取締役の候補者など委任状争奪戦に関与する参加者と、ビジネスその他の関係を有する場合にも利益相反が生じる可能性があります。

場合によっては、スチュワードシップ・チームが重大な議決権行使の事案を ESG 委員会に付託し、議決権行使の判断の検討を求める場合があります。また、議決権行使の判断を ESG 委員会に付託するかを判断す

る上で、スチュワードシップ・チームは顧客の利益と SSGA またはその関連会社の利益の間の重大な利益相反の有無を検討します。SSGA は利益相反が存在する可能性のある委任状勧誘について検討を行います。様々な関係が利益相反を生じさせると見なされ得るものの、SSG A は、重大な利益相反とは当社顧客の利益と SSGA またはその関連会社の利益の間の対立であると判断しています。(i) 事案が議決権行使ガイドラインの範囲に明確に入らない、または (ii) SSGA が当該の方針やガイドラインに沿った議決権の行使が顧客の最善の利益とはならないと判断した場合、スチュワードシップ・チームが重大な関係の有無を判断します。重大な関係が存在する場合、事案は ESG 委員会に付託され、ESG 委員会が事案を検討し、利益相反の有無、また、利益相反が存在する場合は当該の利益相反を解決する最良の方法を決定します。一例として、ESG 委員会は、(i) 提示された問題により、議決権行使が利益相反を引き起こすことはないと判断したり、(ii) 適切な行使を決定するために独立した受託者を採用します。

投資信託のための集団訴訟の請求権提起について SSGAJ はどのように対処するのですか。

SSGAJ は、アメリカやカナダおよびその他の適用管轄地域における「オプトアウト型」の集団訴訟であって、当該ファンドに参加資格があるもの（例えば、投資信託が保有する有価証券の発行体による有価証券関連法違反の疑いを主張するもの）に係る請求権を提起するために受託会社と協力します。SSGAJ、受託会社およびカスタディアンは、投資信託のための請求に関する適切な証拠を提出すべく合理的な努力を尽くしますが、一般的に、SSGAJ は、これらの訴訟に関する原告団の代表として行動することはありません。上記の提起により受託会社が受け取った和解金は（受領時に）投資信託の資産に加えられるため、投資信託のその時における最新の純資産総額および基準価額に寄与します。和解金受領時における投資信託資産の追加は、投資信託の顧客に利益をもたらす効果があります。したがって、集団訴訟の和解金を後日受領しても、損失発生時の投資信託の投資家は、当該時点に投資信託に投資していない場合にはかかる受領の恩恵を受けられない可能性があり、投資規模が変化した場合には不相应の恩恵を受ける可能性があります。

投資信託への和解金の分配前に当該投資信託が償還し、または償還する予定である場合には、かかる和解金は、当該投資信託が償還した／償還する時またはより公平な分配を考慮に入れたそれ以前の時（受託会社が決定します）において登録されている当該投資信託の参加者に対して配分・分配されます。全体的にみて投資信託の参加者の最善の利益になると考えられる場合には、償還または清算を行う投資信託の現在および将来の請求権および／または和解金の支払いに関する権利は、知っているか否かにかかわらず、当該権利を第三者に売却することにより換金されることがあり、売却時に投資信託の純資産総額に対して直ちにプラスの影響が生じることとなります。

原則として、アメリカおよびカナダ以外の法域における「オプトイン型」の有価証券集団訴訟については、投資信託の受託会社は独立して請求を提起しませんが、SSGAJ は、受託会社およびカスタディアンと協力して、かかる訴訟を検討し、かかる訴訟に参加することが当該投資信託の最善の利益になるか否かを評価すべく合理的な努力を尽くします。こうした法域の有価証券訴訟への参加に関連する可能性のある手続きおよびその他の法律上の相違点、かかる訴訟の結果の不確実性ならびにかかる訴訟の参加費用のために、かかる有価証券訴訟に参加しないというのが SSGA の一般的な態度です。

集団訴訟または「オプトイン型」の集団による訴訟で獲得した和解金は、あらゆる訴訟関連費用をプロラタ で控除したうえで、該当する投資信託に追加（和解金を受領した場合）され、当該時点の投資信託の純資産総額および基準価額に寄与し、和解金受領時に投資信託の顧客の利益となります。

誰が投資信託のためにカストディ・サービスを提供するのですか。

日本の有価証券については、日本の信託銀行が投資信託のために受託者としてのサービスを提供しますが、このサービスにはカストディ業務を含みます。外国の有価証券については、受託会社が委託するグローバル・カストディアンがカストディ・サービスを提供します。こうしたグローバル・カストディアンには、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを含みます。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはサブ・カストディアンへの預託は、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーおよびサブ・カストディアンに対するクレジットエクスポージャーを負担します。投資信託の資産（カストディアンが有する預託口座に対する権利を除きます）は、日本の信託銀行に設定される信託において分別して保管され、SSGA、SSGA J または SSBT の固有の資産と混蔵して保管されません。但し、投資信託の信託銀行がカストディ業務を SSBT に委託した場合には、SSBT のカストディ業務のその他の顧客の資産と混蔵して保管されることがあります。

投資信託のために受託会社の信託口座で保有される現金は、受託会社のクレジットエクスポージャーを負担することがあります。投資信託における現金は、通常はオーバーナイトコールローンに投資されますが、一部の場合において、当該現金が受託会社の銀行口座に貸し出されることがあります。この構造は、典型的には、投資信託の信託口座に余資が存在する場合に使用されます。この場合、受託会社に貸し出される現金は、受託会社に対するクレジットエクスポージャーを負担します。

グローバル・カストディアンは、サブ・カストディアンのそれぞれの国の有価証券およびその他の商品を保管するために、自らが有するサブ・カストディアンのネットワークを通じて、一部の国においてサブ・カストディアンを置く場合があります。こうしたサブ・カストディアンには、ステート・ストリートの関連会社を含むこともあります。

投資信託の信託財産は、信託銀行の固有の財産から分別され、倒産手続の際も他の信託の財産から法的に隔離されます。受託者またはカストディアンが倒産手続の対象となった場合には、投資信託が保有する資産（カストディアンが有する預託口座および受託会社に貸し出された現金に対する権利を除きます）は、かかる倒産手続に際して受託者またはカストディアンがそれぞれの債権者に対して有する債務の弁済に充当可能な受託者またはカストディアンの資産とはみなされません。

投資信託に関する税務上の留意点とはどのようなものですか。

投資信託に関する主な税金は、収益分配金に係る税金、換金（一部解約または買戻し）時および全部償還時のキャピタルゲインに係る税金です。

投資信託の受益者が確定拠出年金法に定める「資産管理機関」または「連合会」の定義に該当する場合等の一定の場合には、所得税および地方税が課せられません。確定拠出年金制度の加入者は、確定拠出年金基金の運用に係る税制に服します。租税法令または確定拠出年金法が改正された場合にはこのセクションの内容が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

投資信託の税務上の影響は顧客固有の事情により異なることがあるため、お客様に適用される税金の詳細について必要に応じて税務の専門家にご相談されるようお勧め致します。

本書面の記載事項は、投資または税務に関するアドバイスではなく、そうしたアドバイスとして依拠してはなりません。本書面の情報を理解・評価し、弊社のサービスに関してお客様が行うべきデュー・デリジェンスの全範囲を決定していただくために、ご自身の法務アドバイザー、会計アドバイザー、コンサルタント、税務アドバイザー、投資アドバイザーやその他のアドバイザーにもご相談ください。

第2部 SSGAJ の投資一任

SSGAJ の投資一任とはどのようなものですか。また、その重要な文書（「重要文書」）とはどのようなものですか。

各投資一任は、ある顧客のために運用される顧客専用の口座であり、その顧客が運用資産に対する経済的権利を有します。SSGAJ は、個々の顧客との間で投資一任契約を締結することにより、日本において投資一任業務を行っています。投資一任契約とは、顧客から金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行うための裁量が金融商品取引業者に与えられるとともに、そうした投資判断に基づき投資を行うために必要な権限が委任される契約をいいます。

金商法上の「投資運用業」を営む金融商品取引業者（かかる金融商品取引業者を以下「**投資運用業者**」というものとします）として登録されている SSGAJ は、投資運用業の一環として投資一任業務を営んでいます。

日本の法律上、投資一任業務を営む投資運用業者は、投資運用業に係る顧客から金銭または 有価証券の預託を受けることが原則禁止されています。そのため、SSGAJ が顧客との投資一任契約に基づいて投資一任業務を行う場合には、原則として、顧客が信託銀行との間で信託契約を締結した上で当該信託銀行内の口座に顧客が拠出した資産につき信託を設定するとともに、SSGAJ が顧客との投資一任契約に基づき当該信託銀行に対して運用指図を行うことにより、顧客が運用のために設定した信託の信託財産を運用します。投資運用の結果（損益）は、信託の受益者である顧客に帰属します。

また、投資一任は、他の関連するファンドや外部のファンドの持分を保有することがあるほか、一定の場合には、未登録の投資プールの持分を保有することもあります。投資一任は、投資先である投資信託やその他のファンドの投資対象およびリスクに対するエクスポージャーをプロラタで有するとともに、法令に従い、当該ファンドの手数料および費用（SSGA の関連会社に支払われる手数料および費用を含みます）をプロラタで負担します。

法令及び顧客と SSGA との間の投資運用契約またはその他の顧客契約の条件に従い、一部の投資一任は、SSGA の関連会社が助言するファンド（マネー・マーケット・ファンドを含みます）に投資することがあります。関連する登録ファンドに投資される資産について、SSGA は、法令により要求される限りで、投資一任に課せられる運用手数料の免除、割引、減額または相殺を行うものとします。

投資一任に関して顧客と SSGAJ との間で締結される投資一任契約には、運用方針、投資一任の範囲、運用権限の付与、投資一任契約に基づく事業運営の内容、投資顧問報酬の支払い、ならびに SSGAJ が投資一任業務を顧客に提供する場合に適用されるその他の関連事項が明記されています。

また、顧客が SSGAJ との間で投資一任契約を締結する場合には、SSGAJ は、金商法に基づき、当該契約を締結する前に「契約締結前交付書面」と称する書面および当該契約を締結する時に「契約締結時交付書面」と称する別の書面を当該顧客に交付します（顧客が金商法に定める適格機関投資家を含む「プロ投資家」である場合を除きます）。契約締結前交付書面は、顧客への説明義務の一環として、金融商品取引業者から交付されます。この書面には、契約の概要に関する事項、報酬等の事項、SSGAJ の概要および顧客の判断に影響を及ぼすおそれのあるその他の重要事項、ならびに運用方針／戦略、投資の方法および取引の種類、顧客のために運用を行う者の氏名、投資一任の範囲、運用の実行等に関する事項を記載します。「契約締結時交付書面」は、顧客の保護を目的として顧客に交付され、顧客は、自らが締結した契約の内容を確認することができます。この書面には、金融商品取引業者としての SSGAJ に関する情報、契約締結日、顧客が SSGAJ に連絡する方法等の情報を記載します。

SSGAJ は、投資一任契約において合意された運用戦略および運用方法に基づき投資一任業務を実施します。運用戦略および運用方法には、例えば、株式や債券等の個々の商品に直接投資する方法（すなわ

ち直接投資方法) や、一定の運用戦略に基づき運用される投資信託、外国投資信託またはその他の金融商品に投資するその他の方法(すなわちファンド投資方法) があります。後者の方法は、2 つ以上の投資信託の資金が「マザーファンド」と称する(「親投資信託」と称することもあります) 別の投資信託にまとめて投資され、続いてマザーファンドが株式、債券やその他の資産に投資するファミリーファンドの形態を採ることがあります。投資一任契約に係るファンド投資方法では、ファミリーファンド構造のメリットを享受するために、特定のマザーファンドに投資する「ベビーファンド」(投資信託) に投資されることがあります(ファミリーファンドについては、第 1 部の「どのような形態の投資信託がありますか。誰が投資信託に投資できますか。」と題する上記のパラグラフもご覧ください)。SSGAJ が投資運用契約に基づき投資を行うそうした投資信託、外国投資信託等の多くは、SSGAJ またはその関連会社により設定・運用されます。マザーファンドおよび/またはベビーファンドが SSGAJ またはその関連会社により運用される場合には、SSGAJ または関連会社が当該ファンドに関連する手数料を受け取ることがあります。かかる手数料についても、SSGAJ が顧客との間で締結する投資一任契約に基づき顧客に直接請求する手数料とともに顧客が間接的に負担します。

誰が投資一任業務において資産を運用するのですか。

SSGAJ は、投資一任に関して顧客との間で投資一任契約を締結した場合には、投資一任契約により付与される権限に基づき、投資運用のための顧客の資産として設定された信託財産を運用します。

SSGAJ は、顧客との間の投資一任契約により許容される範囲で投資運用の一部または全部を外国の関連会社等に委託することもあり、委託先の会社は、投資判断を行った上で信託財産を運用します(「運用の委託」)。運用の委託が行われた場合であっても、SSGAJ は、顧客との間の投資一任契約に基づく当該顧客のフィデューシャリーとして、当該顧客の信託財産の運用について引き続き責任を負います。

顧客の状況や投資一任の性質によっては、本書面の第 3 部に記載されている SSGA の関連会社が投資一任勘定における運用者またはサブアドバイザーとなることがあります。

投資一任ではどのようにして運用戦略を実行するのですか。

投資一任に関連して、SSGAJ は、投資一任契約により合意された様々な運用戦略および運用方法に基づき顧客の資産を運用します。

そうした運用戦略および運用方法には、株式、債券等をはじめとした個々の金融商品に直接投資する方法(直接投資方法) や、投資信託、外国投資信託等に投資することにより資産を間接的に運用する別の方法(ファンド投資方法) があります。顧客には、投資一任に適用される独自の運用戦略および運用ガイドラインを設定する権限があるため、かかる投資一任勘定は、投資信託への投資よりも大きなまたは投資信託とは異なる形で投資リスク、オペレーショナルリスクや金融リスクを伴う可能性があります。多くの場合、SSGA は顧客の資産の一部のみを運用しているため、その運用する投資一任勘定の投資が顧客の全体的な運用成績、要求リターン、流動性または顧客の投資目的や運用戦略に影響を及ぼすおそれのあるその他の要因にどのように影響するか判断できない場合があります。顧客との間で投資一任契約を締結する前に、SSGAJ は、顧客との協議を通じ、顧客がその金銭の投資先となるアセットクラスの決定や、顧客の資産に関する運用戦略を運用ガイドラインに組み込む作業をサポートします。こうして作成された運用ガイドラインは、投資一任契約の一部となります。但し、顧客は、SSGAJ を投資運用業者として選択し、ならびに投資目的および投資要求全般を実現する運用戦略および運用ガイドラインを選択し、適宜変更することに係る最終判断を行う責任を負います。SSGAJ は、投資運用業務の提供および販売に関して、中立的な投資助言を提供することまたはフィデューシャリーとしての地位に基づき助言を提供する義務を負いません。

ベンチマーク指数の提供

インデックス・プロバイダーはベンチマーク指数がどのような目的で設計されているかに関する説明を提供しますが、インデックス・データの品質、正確性または完全性に関するエラーを含むベンチマーク指数に関連するエラーに関して、いかなる保証もせず、または責任も負わず、インデックスが説明されたインデックス手法に沿ったものであることを保証するものでもありません。さらに、SSGAJ もインデックス・プロバイダーのエラーに関していかなる保証も行わず、当該エラーの特定または修正についても一切責任を負いません。インデックス・データの品質、正確性および/または完全性に関するエラーは随時発生する可能性があり、一定期間にわたり、特定および修正されない場合があります。

投資一任への投資や投資一任からの引出しはどのように行うのですか。

運用資産の抛却や追加は、顧客とその信託財産の受託者としての信託銀行との間の信託契約またはその他の取決めに基づき行われます。通常、信託財産の抛却は、現金または現物（すなわち有価証券等）により行うことができます。資金の引出しについては、信託契約の一部または全部を解約することにより信託財産を引出しまたは移転することができますが、そうした解約は、顧客とその信託財産の受託者としての信託銀行との間の信託契約またはその他の取決めに基づき行われます。移転については、原則として、現金の支払いまたは現物（すなわち有価証券等）の移管によりかかる移転を行うことができますが、信託財産の単純な引出しについては、原則として、現金の支払いのみによりかかる引出しを行うことができます。

投資一任への投資に関連する手数料や費用にはどのようなものがありますか。

SSGAJ は、投資一任契約に基づくサービスの提供について、顧客に直接手数料を請求します（この手数料は「投資顧問報酬」と称されることがあります）。上記手数料（投資顧問報酬）の金額、支払日等の条件は、投資一任契約に規定されます。

顧客は、ファンド投資法式を利用した場合に生ずる手数料および費用も負担します（その場合、顧客は、設定された投資信託、外国投資信託等に課せられる手数料および費用を間接的に負担します）。また、法令およびSSGAJ と顧客との間で締結される契約の定めに従い、ファンドがSSGAJ またはその外国の関連会社により運用される場合には、SSGAJ または関連会社が運用手数料を受け取りますが、その手数料についても顧客が間接的に負担します。

投資業務に直接関係しないその他の費用のうち、投資一任契約に基づき間接的に生ずるものも顧客が負担します。詳しくは、投資一任口座を開設された信託銀行までお問い合わせください。

投資一任に適用される手数料は、運用戦略や顧客ごとに異なることがあります。顧客は投資顧問報酬について交渉することができますが、SSGAJ による様々な要因（投資一任で運用される金額、顧客の種類、顧客の規模、顧客に提供されるサービス、顧客へのサービス提供に際して生ずるコスト（関連会社への委託および情報共有を認める契約を含みます）およびSSGAJ またはステート・ストリートとの取引関係全般（カストディ・サービス、セキュリティ・レンディングサービスまたはトランジション・マネジメントサービスの提供等）を含みますが、これらに限られません）の検討に基づき、同様の運用戦略やサービスについて他の顧客と異なる手数料が顧客に提示されることがあります。結果として、一部の顧客は、同一または類似の投資商品について他者よりも高額の手数料を支払う可能性があります。当社は、顧客に対して請求する異なる額やレートを開示する義務を負っていません。手数料および業界で提供されるサービスならびにSSGAJ の相対的な運用実績は継続的に変化するため、SSGAJ が請求する手数料が受け入れ可能か否か、また、他の投資顧問会社からより有利な条件で類似のサービスが得られるか否かを継続的に判断するのは顧客の責任です。SSGAJ が新しい取引関係を構築、または既存の手数料の取り決めに対する変更を議論している際、顧客との契約交渉中（SSGAJ がサービスの対価として受領する手数料の交渉を含む）において、SSGAJ はフィデューシヤリーとしての地位に基づいた行動をしていません。SSGAJ の手数料およびサービスの妥当性の評価は、ステート・ストリートとの取引関係の開始時に限らず、取引継続中も顧客および顧

客の独立したアドバイザーの責任です。なぜなら、手数料および業界で提供されるサービスならびに SSGA の相対的な運用実績は継続的に変化するからです。場合によっては、顧客との間で締結されている契約書に基づき、SSGA が投資一任の運用に関して運用実績に基づく報酬を顧客に請求することがあります。この成功報酬により、口座の運用ガイドラインに則して SSGAJ が運用を行う際に、その成功報酬に関する取決めがなければならぬ リスクをとるインセンティブが生まれる可能性があります。

個々の顧客口座の運用に関する SSGA の潜在的な利益相反の詳細な議論については、「SSGA およびその関連会社が他の顧客に提供するサービスから生じる相反」と題されるセクションをご参照ください。

顧客は、投資一任の運用に関して投資一任に生ずる費用を負担します。運用に関連する費用は、インデックスのライセンス手数料、ブローカーの手数料および特定の種類の取引におけるスプレッド、税金、取引所手数料、清算手数料ならびに決済手数料を含むことがありますが、これらに限られません。投資一任には、その他に投資に関係しない費用が生ずることがあります。当該費用の詳細については、お客様の受託会社にお問い合わせください。SSGA は、当該費用または投資一任のカストディアン義務の遵守状況を監督せず、これらにつき責任を負いません。

誰が投資一任勘定にカストディ・サービスを提供するのですか。

投資一任勘定に係る投資一任契約に基づく顧客の運用資産に外国株式、外国債券または外国の発行体が発行するその他の有価証券等を含む場合には、外国のカストディアンを選任しなければなりません。顧客の資産を保管する受託会社は、上記カストディアンを選任する権限を有します。場合によっては、SSG AJ の関連会社であるステート・ストリート信託銀行が顧客の資産の受託会社となる場合があります。

原則として、SSGAJ は、いずれのカストディアンとも連携して業務を行うことができます。SSGAJ および日本国外に所在する SSGAJ の関連会社のオペレーションチームは、業界の多くの主要カストディアン銀行との間で関係を構築しています。顧客がステート・ストリートをカストディアンとして採用した投資一任勘定の現金以外の資産は、SSGAJ またはカストディアンとしてのステート・ストリートの固有の資産から分別され、混蔵して保管されませんが、カストディアンとしてのステート・ストリートのその他の顧客の資産と混蔵して保管されることがあります。本書で既述のとおり、SSGAJ は、カストディアン銀行の手数料および費用が関連会社にとっての不適切な利益とならない限り、かかる手数料および費用またはカストディアン義務（ステート・ストリートが投資一任に対して提供するカストディ・サービスまたはその他のサービスを含みます。）の遵守状況を監督せず、これらにつき責任を負いません。受託者またはカストディアンが倒産手続の対象となった場合には、受託者が投資一任勘定において保管する資産（カストディアンが有する預託口座に対する権利を除きます）は、かかる倒産手続に際して受託者またはカストディアンがそれぞれの債権者に対して有する債務の弁済に充当可能な 受託者またはカストディアンの資産とはみなされません。

投資一任業務においてセキュリティーズ・レンディング・プログラムに参加できますか。

参加できます。投資一任勘定の顧客は、投資一任勘定で保有されている有価証券の貸し付けに関して、セキュリティーズ・レンディング・エージェントとの間で取決め（投資運用契約と別に）を締結することがあります。レンディング・エージェントは、SSGAJ の関連会社であることもあれば、関連会社でないこともあります。セキュリティーズ・レンディングを実施する決定は、投資一任の運営、当該投資一任に関連するコストに影響を及ぼすとともに、投資一任の運用目的および運用ガイドラインと離れたリスクや留意事項が絡む可能性があります。

セキュリティーズ・レンディング・プログラム全般および SSGAJ の関連会社が提供するプログラムの運営方法に関する詳細については、営業担当部署にご相談ください。

投資一任勘定に関する議決権の代理行使についての SSGAJ の方針はどのようなものですか。

投資一任契約の条件に基づき、SSGAJ は、顧客の運用資産の一部として購入された有価証券に係る議決権の行使について受託会社に指図する責任を負います。

SSGAJ は、SSGA のグローバル・ポリシーに基づき議決権の行使について指図します。議決権の行使に関する SSGA のグローバル・ポリシーの概要をご覧になりたい場合には、SSGAJ の営業担当部署までお問い合わせください。ポリシーおよびそうした議決権の行使判断に関する原則を示すスチュワードシップ・コードの要約は、

<https://www.ssga.com/jp/ja/individual/mf/about-us/what-we-do/asset-stewardship/asset-stewardship-library>で入手できます。

SSGAJ は、一般的に、顧客のために顧客自身が個別に作成した議決権行使方針を実施しません。顧客が希望する場合、議決権の行使について、顧客は自らのガイドラインを提供することができます。なお、かかる取扱いについては、明確性の観点から、投資一任契約にいう運用ガイドラインに記載する必要があります。その場合 SSGAJ は、顧客のガイドラインを考慮し、当該ガイドラインに沿って議決権が行使されることが確実となるように議決権の行使判断を行うため、当該判断は、顧客の議決権行使ガイドラインが存在しない他の口座における判断とは異なることがあります。

SSGAJ は、投資一任勘定が保有する有価証券に係る議決権を行使する場合には、顧客全体の経済的利益のために当該投資一任勘定に関する議決権を行使するとともに、対象となる投資先企業の長期的な経済的価値を保全・増進すると SSGAJ が判断する議決権の代理行使に関する判断を行うよう努めます。例外的な 状況を除き、SSGAJ は、ある顧客の投資スタイルや投資戦略に関係なく、すべての投資一任勘定および投資信託について同じ方法で議決権の代理行使を行います。SSGAJ は、顧客口座で保有する投資先企業の長期的な価値の最大化を図る方法による議決権行使は顧客の利益になるとともに、間接的にはその最終所有者や受益者の利益になると考えています。

SSGA のアセット・スチュワードシップ・チーム（「スチュワードシップ・チーム」）は、SSGA の議決権行使活動に関連する SSGA 独自の方針、ガイドライン、ガイダンス（議決権行使方針）²、SSGA の議決権行使プログラム、個別の投票案件、発行体エンゲージメント活動に関連する問題の研究と調査、分析に責任を負っています。

スチュワードシップ・チームの活動は、社内ガバナンス機関である SSGA の ESG 委員会（「ESG 委員会」）によって監督され、以下に詳述するように、同委員会が議決権行使に関する問題を監視します。SSGA の ESG 委員会が議決権行使ガイドラインの改訂を検討、承認します。スチュワードシップ・チームは重大な議案を ESG 委員会に付託し、レビューとガイダンスを求める場合があります。

SSGA は議決権行使のプロセスと議決権行使プログラムを促進するため、議決権行使とコーポレート・ガバナンスに精通するインステイテューショナル・シェアホルダー・サービス社（「ISS」）を採用しています。SSGA は ISS を活用して以下を行います。（1）SSGA の議決権行使代理人としての役割（SSGA に議決権行使の執行と管理サービスを提供）、（2）SSGA の議決権行使ガイドラインの適用支援、（3）コーポレート・ガバナンスに関する一般的な問題や具体的な議案に関連した調査、分析の提供、（4）限られた状況での SSGA の議決権行使ガイドラインの一部として他に設けられた議決権行使ガイドラインの提供。また、スチュワードシップ・チームは ISS とともに、年次ベースまたは必要に応じて個別に、議決権行使ガイドラインと ISS が SSGA に提供するサービスについて検討します。

² <https://www.ssga.com/us/en/institutional/ic/about-us/what-we-do/asset-stewardship/asset-stewardship-library>で入手できます。

SSGAJ は、SSGA Trust Co および米国銀行持株会社法（1956年改正）の対象となる銀行持株会社である State Street Corporation の子会社であるその関連会社が運用するファンドおよび口座に適用される規制要件により、特定の銀行および銀行持株会社の株式に関して、その単独の裁量で、ITM ファンドの議決権行使権限を ISS に委任することを決定する場合があります。ISS は、SSGA の議決権行使方針ではなく ISS が基準とする議決権行使方針に従って、委任された議決権を行使します。

議決権の代理行使の結果として、利益相反が生じる可能性があります。例えば、SSGA またはその関連会社が、経営陣が委任状を勧誘している会社、または特定の委任状提案の提案者である別の組織にサービスを提供している場合があります。あるいはまた別の例として、SSGA またはその関連会社が企業取締役の候補者など委任状争奪戦に関与する参加者と、ビジネスその他の関係を有する場合にも利益相反が生じる可能性があります。

特定の決議が微妙にSSGAの議決権行使方針の範囲外であり、ケース・バイ・ケースの分析を必要とする希な状況においては、そのような決議はState Street Global Advisorsのステュワードシップ・チームの責任者に上申され、重要な事項はESG委員会に報告されることがあります。さらに、重大な利益相反が確認された場合には、ESG委員会に付託されて再検討する場合があります。

SSGAの議決権行使方針と関連する利益相反に関する追加情報に関しては、「SSGAのグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則」とその関連する文書、「ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの議決権行使とエンゲージメント活動から生じる利益相反の管理」をご参照ください（請求とウェブサイト上から入手可能）。

投資一任勘定が保有する有価証券が含まれる集団訴訟の請求権提起について SSGAJ はどのように対処するのですか。

原則として、SSGAJ は、投資一任勘定の顧客の代理として、「オプトアウト型」または「オプトイン型」の訴訟関連事項の評価、または請求権があることの証明書もしくはその他参加文書の提出に関する責任を負いません。但し、請求により、日本国内にある顧客の投資一任勘定の資産の運用会社としての SSGAJ は、投資一任にかかる信託勘定の受託者兼かかる集団訴訟の訴えに係る株式の所有者としての日本の信託銀行とともに、有価証券または独占禁止に関連する訴えを個別に遂行することを希望する顧客をサポートすることがあります。SSGAJ は、原則として、投資一任に関する請求を評価または提起する責任を負いません。日本国内の投資一任については、顧客および顧客の信託銀行が集団訴訟への参加につき判断します。

誰が投資一任に関する必要な税務に対応するのですか。

投資一任に投資する場合における税務事項および税務申告（もしあれば）は、原則として、SSGAJ ではなく顧客の受託者が対応します。したがって、顧客が受託者とともに法令遵守の確保に取り組むことが大切です。

第3部 SSGAJの投資信託および投資 一任に関する一般情報ならびに SSGAJの方針に関する情報

SSGA（およびステート・ストリート）の方針および手続きの目的および制限にはどのようなものがありますか。

本書に規定されているSSGAおよびSSGAJの様々な方針および手続きならびにその他のSSGA、SSGAJおよびステート・ストリートが維持する方針および手続き（ステート・ストリート行動規範およびSSGA Code of Ethicsを含みますが、これらに限られません）は、SSGAおよびステート・ストリートを対象としたものであり、SSGAJの顧客自身を対象として示されたものではありません。SSGA、SSGAJおよびステート・ストリートの方針および手続きは、法令遵守の確保に寄与し、SSGA、SSGAJおよびステート・ストリートならびにそれらの従業員の事務エラー、不作為ならびに不正行為の防止に寄与するために合理的に策定されています。但し、当該方針および手続きの存在は、そのような事務エラー、不作為および不正行為が発生しないこと、またはSSGA、SSGAJおよびステート・ストリートがすべての法令を常に遵守し続けることを保証できず、かつ保証しません。また、SSGA、SSGAJおよびステート・ストリートの方針および手続きの存在は、SSGAJとの顧客関係に関して、法律に基づき当該方針および手続きが存在しなければ生じなかったであろう顧客の追加的な権利を生じさせないということにご留意ください。

投資信託または投資一任の投資運用業者を務める可能性のあるSSGAJおよびSSGAJの関連会社にはどのようなものがあり、どのように規制を受けていますか。

外部規制／監督

SSGAJは、金商法に基づき登録された金融商品取引業者として投資一任契約に基づく投資一任ビジネスに従事するとともに、投資信託委託会社として投資信託ビジネスにも従事しています。SSGAJは、顧客（投資家）にサービスを提供する際に、これらの利益に損害を及ぼすか、またはその他の方法で不当に傷つける行為を行うことを禁止されています。また、SSGAJが投資信託委託会社として投資信託事業を行い、かつ投資一任契約に基づき投資一任事業を行う場合、SSGAJは、金商法に基づき顧客（投資家）に対して受託者としての責任（フィデューシャリー・デューティー）を負っています。

金融商品取引業者であるSSGAJは、金融庁および関東財務局の監督下にあり、また、金融庁、関東財務局および証券取引等監視委員会による実地検査の対象となっています。また、SSGAJは日本証券業協会および日本投資顧問業協会の会員であり、これらの自主規制機関による実地検査および調査の対象となっています。これらの監督手段およびオンサイトまたはオフサイトでの検査や報告等は、様々な問題（金融商品取引業者であるSSGAJの財務健全性、リスク管理、コンプライアンス制度やプログラム等を含みますが、これらに限定されません）をカバーしています。監督機関は、SSGAJが自らの努力のみならずこれらのプロセスを経ることで、自らの業務を財務的に健全で、規制を遵守し、かつ倫理的な方法で行うことを期待しています。

SSGAJのガバナンスおよび内部統制制度について、SSGAJを含むSSGAは、独立した監査法人による年次のSSAE18監査の対象となっています。

また、SSGAJの財務諸表は、金商法の規定に従って、独立した監査法人による監査を毎年受けています。さらに、SSGAJが運用する公募ファンドおよび一部の私募ファンドは、金商法が規定した規則に基づく要件を充足するために、独立した外部監査人によるファンド監査の対象となっています。

SSGAJとその業務は、このセクションに述べられる規制監督の対象となっていますが、金融庁またはその他の規制機関のいずれも、投資信託、重要文書もしくはこれらに関連するその他の書類、または投資一任に関連する契約の条件について個別に意見を述べるものではなく、また承認するものではありません。関連する規制機関は、投資信託の登録のために必要な書類を調査しますが、投資信託における持分の募集または

SSGAJ もしくはその関連会社による投資運用サービスの提供の方法、または SSGAJ もしくはその関連会社によるすべての適用法令等の遵守についての調査は行っておりません。

投資信託は、会計年度末または半期末に各事業年度または半期の終了後に、独立した外部監査人による監査を受けます。監査済み財務諸表は、通常は、会計年度又は半期終了後 4 か月以内には入手でき、その後顧客に送付され、ssga.com の顧客ログインページに掲載されます。SSGAJ の内部統制の一部（下記に述べます）は、独立した外部監査人により、6 月 30 日に終了した 12 ヶ月間について毎年評価されています。SSGA の SSAE18/SOC 1 報告書（独立した監査人による SSGA の内部統制の審査に関する報告書）は、通常、毎年 8 月後半には入手できます。この報告書の写しを取得されたい場合は、SSGAJ の営業担当部署にお問い合わせ下さい。

顧客の委任に応じて投資信託または投資一任において投資運用サービスを提供する可能性のある S S G A J の関連会社は、次に掲げる通りです：

- **State Street Global Advisors Europe Limited**
- **State Street Global Advisors Limited (United Kingdom)**
- **State Street Global Advisors Trust Company**
- **State Street Global Advisors Asia Limited**
- **State Street Global Advisors, Australia, Limited**
- **State Street Global Advisors Singapore Limited**

内部監督および統制

SSGAは包括的なガバナンス構造を維持することで、リスクを管理し、ITMファンドおよび一任勘定のSSGAJの管理関連を含むSSGAの様々な業務の監督を促進しています。このガバナンス構造は、委員会が効果的に運営されるときに、SSGAのフィデューシャリーとしての義務を支える意思決定を行い、あらゆる問題の報告や説明、議論、解決のための意見交換が行われるように設計されています。SSGAとその従業員に高い倫理基準を課すガバナンス構造は、優れたリスク文化を推進し、事業内のリスクを特定して軽減し、結果を生み出すというSSGAの目標もサポートしています。SSGAのコンプライアンス（以下、「コンプライアンス」）部門の担当者は、SSGAの委員会の大半に積極的に参加しています。SSGAのガバナンス構造へのコンプライアンス部門の関与は、コンプライアンス部門がSSGAの意思決定プロセスに影響を及ぼすことを可能にし、SSGAのガバナンス構造の全体的な有効性を直接評価することを可能にすることから、SSGAのコンプライアンス・リスク管理戦略全般にとって極めて重要であると考えられています。

SSGA トラスト・カンパニーの取締役会は四半期毎に招集され、以下に述べるガバナンス 構造を有しています。このガバナンス構造は、SSGA の社長と C E O のための諮問機関として機能するSSGAの最もシニアなリーダーシップから成る、エグゼクティブ・マネジメンツ・グループ(EMG)による監督を受けています。EMGは、戦略計画、事業目標と財務の進捗、会社の全体的なガバナンスと人材管理における監督の責任を負い、SSGA の C E O が委員長を任命する以下の 6 つの上級委員会の業務を監督しています：

- リスク委員会は、戦略とリスク選好度、ステート・ストリートの全社的な戦略、およびリスク管理基準の整合性を確保することに責任を負います。また、リスク委員会はステート・ストリート経営リスク・資本委員会に報告し、必要かつ適切と判断した場合には、ステート・ストリートの上級リスク委員会に問題を上申します。
- 投資委員会は、当社の投資哲学の監督、投資方針にかかる問題の解決、および 各投資規律と当社の使命との一貫性保持の確保を含む、当社の投資戦略の策定および承認に責任を負います。

-
- グローバル・フィデューシャリーおよび事業活動委員会(GFCC)は、全社にわたるフィデューシャリーおよび事業活動に係る問題の処理、倫理的な業務遂行を奨励する企業文化の支援に対する責任を負います。GFCCは、受託者リスクおよび業務遂行リスクの継続的な特定、管理、統制という当社が基本とする責任を支えています。GFCCはまた、当社の従業員、経営陣、またはその他のガバナンス機関によって提起される相反に加え、当社の運用戦略、商品およびサービスに内在する相反を検討し、議論するための意見交換の場を提供します。GFCCはalsoステート・ストリートのフィデューシャリー・レビュー委員会に報告を行います。
 - グローバル・プロダクト委員会（GPC）は、複数のお客様に提供する合同運用型投資商品や一任勘定を含むがこれに限定されない、SSGAの商品の監督に対する責任を負っています。これには、新たに開発された商品の承認、商品の大幅な変更または終了、ならびに当社のすべての事業部門および地域にわたるシード資金の投資承認および監視が含まれます。地域ごとの商品に関する問題については、GPCは3つの地域（アジア太平洋地域、ヨーロッパ・中東・アフリカ、北米）に、GPCの責任の一端を担う小委員会を設けています。GPCはまた、ステート・ストリートの新規事業 & 商品レビュー & 承認プロセス委員会に報告を行います。

- グローバル・オペレーションズ&コンプライアンス委員会は、提携するサービス・プロバイダーおよび第三者リスク管理のアウトソーシングの枠組、SSGA のインフラや世界の事業ユニットをまたぐコンプライアンス機能の監督に対する責任を有します。
- ESG 委員会は 2022 年に設置され、SSGA の環境・社会・ガバナンス（ESG）の議決権行使に関するフレームワークを監督し、ESG および持続可能な投資、関連するビジネス慣行、当社に関連する公共政策事項への継続的なコミットメントを監督する責任を負います。ESG 委員会はまた、SSGA の一任された投資ポートフォリオを代表して、スチュワードシップ・チームの議決権行使と発行体エンゲージメント活動の監督を行い、グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則、特定の市場における議決権行使ガイドラインを検討および承認します。

これら 6 つの上級委員会と各委員会に属する小委員会は、全社的な方針と手続きの確立および実施に一貫したアプローチを適用し、業務機能を広範囲にわたり監督します。このガバナンス体制は、社内ガバナンス 監督チームによって管理され、同チームは意思決定権と全社的な監督に関する効率性、明確性、説明責任の促進に重点を置いています。このガバナンス体制に具現化され、社内ガバナンスチームが運用する基本理念は、(i) 効率的かつ効果的な意思決定の文化を推進すること、(ii) ビジネスリーダーによる意思決定と重大リスクの管理において、オーナーシップと説明責任を強化すること、(iii) 各種方針の遵守と意思決定の手続きにおける説明責任を強化し、顧客サービス上の目標とリーダーに対する評価を支援することです。

SSGAJ の内部統制と経営管理構造について説明して下さい。

SSGAJ は日本の有限責任株式会社で、日本の会社法に定められるコーポレート・ガバナンス構造を採用しています。さらに、SSGA のグローバル組織の一部である SSGAJ は、SSGA のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制の対象となっています。例えば、SSGA は、完全子会社である SSGAJ について株主としての支配権を行使します。SSGAJ の責任者は、ステート・ストリートのエグゼクティブ・マネジメント・グループのみならず、SSGA の APAC シニア・マネジメントにも直接または間接的に報告を行い、また、これらの指揮下に置かれています。

日本の会社法の下では、SSGAJ の取締役会（「取締役会」）は、会社に関する重要事項（株主に対して留保される事項を除きます）の意思決定を行う管理機関であり、取締役の事業活動を監督します。代表取締役社長は法的な会社の代表者であり、取締役会の委任に基づき、会社の日常業務を指揮する責任を負っています。

また、SSGAJ には、取締役会の指揮の下に特定の事項を処理する以下の4つの委員会があります：

- 経営委員会は、SSGAJ のシニア・マネジャーで構成され、日本におけるチーフ・オペレーティング・オフィサーが議長を務める委員会で、社内規程の制定及び改廃に係る審議、会社部門間の情報交換及び業務連絡を通して、会社経営の円滑化を図ります。
- プロダクト委員会は、日本における最高投資責任者（CIO）を委員長とし SSGAJ のシニア・マネジャーで構成され、運用商品・運用戦略の組成・提供・管理（プロダクト・ガバナンス）において必要な事項の審議および承認に対する責任を負います。具体的には、お客様に提供する新規戦略に関する審議と承認、新規ファンドの設定に関する審議と承認、既存ファンドの定期的な見直しと品質管理に必要な対応の審議および承認、規制対応等ファンド運営に関連する各種課題の審議および承認などを行っています。
- リスク委員会は、SSGAJ のシニア・マネジャーで構成され、コンプライアンス・リスクマネジメント 部長が議長を務める委員会で、SSGA の地域拠点やグローバルでの検討や承認事項（該当する範囲に限る）とともに、リスク全般や会社の規則に関連する事項を検討し承認します。その中には、(a) カウンターパーティ信用リスクに関する事項、(b) 事業継続計画に関する事項、ならびに (c) リスク管理、コンプライアンスおよび業務に関する事項を含みます。

- 投資政策委員会は、基本的に SSGAJ のシニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成され、株式パッシング運用の責任者が議長を務める委員会で、SSGA の地域拠点やグローバルでの検討ならびに承認事項（該当する範囲に限る）とともに、新たな投資運用の構想、運用戦略ならびにファンド商品や投資一任に関する変更（もしあれば）などを検討して承認し、運用戦略ならびにガイドラインの遵守を監督します。

当局による外部からの監督に加え、上記の SSGAJ の内部統制手法とガバナンス構造は、受託者としての責任（フィデューシャリー・デューティー）、契約上および規制上の責任の要請への違反により発生する損失リスクの削減、ならびに、投資信託および投資一任に関するフィデューシャリー・デューティーの行使の促進を目指しています。これらの内部統制およびガバナンス枠組みは、ステート・ストリートの全体的なリスク管理およびコンプライアンス・プログラムもサポートしています。コンプライアンスおよびリスク管理、法務、財務、人事ならびに IT を含む、SSGAJ 内の一部の事業ユニットの責任者は、（アジア地域およびグローバルの上位者に報告し、最終的に）ステート・ストリートの各ユニットのエグゼクティブ・バイス・プレジデントに報告を行います。

また、SSGAJ のすべての主要事業領域は、内部監査部門の定期的な監督下に置かれています。SSGAJ における内部監査部門は、取締役会により承認された年次監査計画に従って監査を行います。監査計画は、SSGAJ 内の事業ユニットに関するリスク評価に基づいて毎年立案されます。内部監査責任者は、監査の結果を取締役に定期的に報告します。内部監査部門が被監査部門により不当な制限を受けずに監査を実施し、組織内の牽制機能としての独立性を確保するために、以下の複合報告および確認制度が実施されています。内部監査責任者は、主に SSGAJ の代表取締役社長に報告を行います。内部監査責任者は、ステート・ストリート・コーポレーション（SSC）の審査および監査委員会に報告を行う法人監査部門にも報告を行います。内部監査部は、SSC 法人監査部門と密接に連携し、ベストプラクティスや内部リソース の効率的な使用および監査に関する共通の懸念事項に関する意思疎通を促進しています。個々の監査は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）において内部統制枠組みを評価する基準として公表された原則を使用して行われます。個々の監査の手法には、事業目的の特定、当該目的の達成に関連するリスクおよびリスクの効率的な管理を保證するために経営陣が実施しなければならない統制が含まれます。

SSGA のグローバルな拠点と経営モデルについて説明して下さい。

ステート・ストリートのグループ企業には相互信頼の長い歴史があり、専門知識を利用するために事業をお互いに移転し、共通の経営モデルを活用しています。SSGA は、その他の米国および米国以外の関連アドバイザー会社とともに、統合されたグローバル運用プラットフォームを通して事業を運営しています。このプラットフォームを通じて、弊社は、弊社のグローバルな関連会社に存在する専門知識とスケールメリットを活用すること、および優れた投資成果を達成し、弊社顧客の変化するニーズを満たす方法で当該専門知識を活用することを目指しています。また、この経営モデルは、弊社事業に追加的な回復機能とより速い処理速度を提供し、継続的な カバレッジを可能にするものです。弊社が運用とトレーディングのサービスを提供する主要オフィスには、ボストン、ロンドン、ダブリン、クラコフ、スタンフォード、シドニー、東京、シンガポールおよび香港が含まれます。弊社は、現行の運用に関連する幅広い機能を実施し、弊社のITMファンドおよび投資一任に対するサービスおよび監督を実施するため、インド、アイルランド、中国、ポーランドおよび英国を含む世界中に所在する関連会社を利用します。実施されるサービスには、取引処理業務、請求およびポートフォリオ 監督業務

（日々のポジションおよび預金勘定照合、パフォーマンス報告、キャッシュ・フロー処理、取引管理業務ならびにコーポレート・アクションを含みます。）、財務会計業務、ならびに一部の顧客報告、ファンド監督およびシェアホルダー・サービス業務を含みます。弊社のビジネスモデルは変化を続けているため、弊社は、追加的な 能力および人材にアクセスし、弊社事業の効率性を改善するため、上記の拠点またはその他の拠点において追加的なアドバイザーおよび取引関連業務を含むその他の活動の実施を決定することがあります。

SSGA は、取引およびデリバティブの処理および運営、ポートフォリオ運用サポートならびにパフォーマンス 要因分析を含むミドルオフィス業務について、ステート・ストリートのグローバル・デリバリー・チームを利用します。SSGA は、セキュリティ・マスターおよびインデックス・データ・サービスについて、ステート・ストリートのデータ GX

(Data GX) を利用します。SSGA は、債券取引コスト分析について、ステート・ストリートのベストエックス・リミテッドを利用します。さらに、SSGA の外部委託投資運用チームがその顧客のために雇用する非関連の投資マネージャーは、非関連のマネージャーおよび/またはその顧客口座に特定のサービスを提供するために、SSGA の関連会社 (SSBTおよび/またはチャール・リバー・デベロップメントを含みますが、これらに 限定されません) との契約を独立に締結する場合があります。

投資信託および投資一任の両方についての管理および監督に関する全体的な責任および義務は、重要文書の規定に従って、SSG AJ が負い続けます。弊社は、お客様の顧客契約に別段の定めがある場合を除き、SSGA との投資運用契約の締結および弊社サービスの使用継続をもって、法令に基づきお客様が当該グローバル拠点モデルおよびお客様の情報の共有に同意したことと致します。

SSGAは顧客のデータをどのように保存および管理していますか。

弊社が提供するサービス、弊社顧客に対する契約義務の履行および弊社事業の経営に関連して、SSGAおよびその関連会社 (または弊社の代理人および弊社のサービス・プロバイダー) は、弊社顧客に関するデータおよび情報を継続的に受領、処理および保持します。弊社は、当該データへのアクセスを弊社に認めることによって、お客様が弊社に信頼を置いており認識しています。当該データは、弊社顧客の従業員、投資家および顧客に関する個人情報を含むことがあります。その他に弊社が受領およびアクセスするデータおよび情報の種類には、例えば、顧客の事業、財務、最終顧客または事業運営、取引データ、持分情報、コンプライアンス報告、キャッシュ残高レポート、ならびにステート・ストリートと合意した手数料および手数料率を含みます。サービスの提供過程において、弊社は、(弊社のグローバル・プライバシー・ノティスに記載のある通り) あなたの個人情報を含む当該情報を、ssga.com において入手可能な弊社のグローバル・プライバシー・ノティス、および弊社のお客様に対する契約上の義務に従って、一部は米国外に所在する可能性のある第三者および関連会社と共有する場合があります。いかなるデータ送信も、必要とされる規制に従った方法で実施されます。

また、弊社は、様々な規制上の義務を履行するため、弊社が保持するデータにアクセスする必要があります。例えば、SSGA は、規制当局、自主規制機関またはその他の政府もしくは監督当局により、顧客に関する一部の情報をこれらの当局に報告するよう義務付けられることがあります。場合によっては、弊社は、たとえ 当該情報が顧客により秘密情報とみなされるものであったとしても、当局へ情報を提供したことの顧客に対する報告を禁止されることがあります。お客様のデータは、(i) お客様が弊社を雇用して実施させようとした サービスを SSGA が実施できるようにすること、および (ii) 財務および事業上の経営報告、リスク管理、法令遵守および顧客サービス管理を含むステート・ストリートの事業の経営を実行することのみのために使用されます。また、弊社は、弊社等が提供するサービスを弊社顧客が利用する方法をより良く理解すること、および弊社が提供する他のサービスが弊社顧客にとって適切かを判断することのために当該データを使用することがあります。データへのアクセス権は、「知る必要がある」者のみに付与されます。ステート・ストリートは、事前にお客様に相談することなく、いかなる商品またはサービスにもお客様のデータを使用せず、また、お客様の指示による場合を除き、第三者が営利目的で使用するために当該データを当該第三者に提供しません。

弊社の目的は、弊社が処理および保存するデータおよび情報のセキュリティまたは完全性を予想される脅威または危険から保護すること、ならびにこれらを不正アクセスまたは不正使用から保護することです。弊社が提供するサービス、ならびに弊社がデータおよび情報を処理する方法をめぐる全体的なエンド・ツー・エンドの統制環境には、様々な手続上、運用上および自動化された統制が組み込まれています。SSGA を含むステート・ストリートのすべての関連会社は、この統制環境下にあります。SSGA の手続きおよび統制の定期的な 検査は、ステート・ストリートの法人情報セキュリティ、コンプライアンスおよび事業ユニット統制チームによって 実施されます。また、ステート・ストリートの内部監査部門および独立した第三者の両方が、運用手続き、情報技術システムおよび対応する統制の定期的な調査またはレビューを実施しています。

さらに、弊社の経営モデルを継続的に改善するという弊社の目標に関連して、SSGA は、クラウドベース のコンテンツ管理プラットフォーム、および弊社のデータ管理に関する特定のニーズのためのその他のクラウドベースのシステムによ

って、弊社のデータ管理を強化しています。当該第三者システム（弊社の第三者リスク管理枠組みに基づき確立された基準を満たすか、それを超えています）に転送または保存されるデータへのアクセスは、ステート・ストリートによって管理され、ステート・ストリートのグループ企業の承認された従業員（および、該当する場合、ステート・ストリートのグループ企業をサポートする事業体）にのみ付与されます。クラウドベースのシステムおよびソリューションの利点には、弊社が強化されたセキュリティ・プロトコルおよびデータ喪失防止ツールを使用できるようになること、弊社の情報セキュリティ方針および手続きに従ってデータを分類できるようになること、ならびにステート・ストリートが指定する地理的に分散されたデータセンターを使用して国別のデータのアクセスおよび保存要件を遵守できるようになることが含まれます。

SSGAJはリスク管理に関してどのような方針をとっていますか。

SSGAJ およびその関連会社は、自らが行っている事業活動が、顧客およびステート・ストリート・グループ全体に一定程度のリスクをもたらす、戦略の実行や事業および運用目的の実現を脅かす可能性があることを認識しています。したがって、SSGA エンタープライズ・リスク・マネジメント（「ERM」）は、SSGAのリスクの監視および低減努力を実施するために設けたリスク・ポリシーと、それに対応してサポートするリスク管理フレームワークを導入しています。この枠組みは、SSGA、SSGAJ およびステート・ストリートと、これらの顧客の両方を保護することを目的とし、潜在的な収益と許容可能なリスクの均衡をとれるように策定されています。弊社は、SSGA、SSGAJ およびステート・ストリートの投資運用業務のリスクを効率的に管理することで、弊社の顧客の集団としての利益を保護していると考えているため、これらすべての当事者の保護を含めることが、この枠組みの基本的な要素となっています。リスク委員会は、SSGA内のリスク管理の監督と意思決定にかかる最上位の委員会です。その目的は、戦略およびリスク選好度の整合性と、ステート・ストリートの全社戦略およびリスク管理基準との整合性を確保することです。

ERMの「コアリスク領域」は、カウンターパーティ・リスク、運用リスク、流動性リスク、業務リスク、モデルリスクです。グローバル・フィデューシャリー&コンダクト委員会は、事業活動およびフィデューシャリー・リスクを監督します。各リスク領域は、主要リスク評価指標を測定、監督ならびに報告および上申するために、様々な内部および外部管理ツールならびに主要リスク指標を使用しています。

SSGAJ のリスク管理に関する社内規程に基づき、リスク委員会は、全体的なリスク管理のガバナンス構造やシステムおよび手続きの責任を負い、SSGAJ におけるリスク管理に関する活動を監督します。リスク部門は、当該社内規程に従って業務リスクを確認します。SSGAJ は、ボストン本部のSSGAのリスク管理グループおよびアジア・パシフィック地域と必要な範囲で協力し、その支援を受けます。

SSGAのリスク管理グループの目標は、問題を上申し、適時に措置を提言することで、負担しているリスクを特定し、リスクが理解されており、会社および顧客の期待に沿っていることを保証し、かつ意図しないリスクに関連する損失を最小限に抑えることです。リスク管理グループは、運用、信用および業務リスク管理チームで構成されているため、SSGA全体で負担している事業リスクの監視、サポートおよび管理に関する様々な役割を担っています。リスク管理グループは、資産クラス全体に渡ってリスク・エクスポージャーの評価とプロセス管理のための独立した評価枠組みを提供することで、SSGA およびその顧客の両方を、意図しないリスクから保護することを目指しています。SSGAのその他の方針と同様に、SSGAのリスク方針は、市場の変化を反映するために定期的に修正されることがあります。リスク管理プロセスは、投資運用業者が直面する3つのリスク要因、すなわち運用リスク、信用リスクおよび業務リスクに重点を置いています。各リスク領域は、主要なリスク評価指標を測定、監視ならびに報告および上申するために、様々な内部および外部管理ツールならびに主要リスク指標を使用しています。

SSGAJ はリスク管理枠組みを保持していますが、すべてのリスクを軽減または排除できるわけではありません。SSGAJ の評価および判断に基づくリスク枠組みが目標を達成することや、顧客がリスクへのエクスポージャーにより損失発生を含む悪影響を受けないという保証はありません。SSGAJ は、損失の回避を保証せず、かつ保証できず、また、結果として生じる可能性のあるいかなる運用損失の責任も負いません。

SSGA は、市場ストレスが運用に及ぼし得る影響についてどのように考えていますか。

過去および仮定の市場および経済シナリオの両方を網羅する様々なストレス・テストが各投資レベルで投資リスク・チームにより定期的に行われ、ポートフォリオ運用チームに報告されています。SSGAは、ヒストリカル・シナリオのテストやストレス・テストの実施など、リスク・モデルの予測力を判断・評価するための広範な分析を定期的に見直し、実施しています。

流動性リスク・シナリオ分析は、過去の事象との関係およびこれに対する感応度を見積り、市場流動性の変化や、投資家集中やテールリスクといった償還パターンによる潜在的な影響を測定することにより、資産および資金調達（償還）の流動性リスクにかかるストレスに重点を置いて分析をしています。

リスク管理チームは、特定された潜在的な市場ストレスおよび規制上のインシアチブに基づき、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ全体としての独立したストレス・テストおよび分析も行います。また、シナリオ分析プログラムは、潜在的な「テールリスク」（すなわち、頻度は低い影響が大きい事象）に重点を置いています。

事務エラーが生じた場合、SSGAJはどのようなプロセスを踏みますか。

SSGAJ は、すべての事務エラーの処理に関して事務エラーを特定、上申、報告および是正するために定められたSSGAのグローバル・ポリシーの手続きに従います。弊社は、SSGAJの有する顧客口座に関する義務または一般的な業務の事務エラー（トレード執行の事務エラー、記録／報告の事務エラー、ポートフォリオ運用の事務エラーおよび業務の混乱／システムの事務エラー等）を「事務エラー」と定義しています。従業員は、事務エラー（利益、損失を含みます）を迅速に評価し、適切な是正措置を取るために、これを報告するよう義務付けられています。一般的に、SSGAJは、事務エラーが生じなかった場合にあり得た顧客の状況に、可能な限り近いとSSGAJが考える状況になるよう努めることにより、事務エラーに起因する損失の是正に努めます。影響が最小限（100米ドル未満）の事務エラーが発生した場合、SSGAJは、事務負担が事務エラー是正の恩恵を超えると判断し、いかなる措置も取らないことを選択することがあります。事務エラーは、コンプライアンスおよびリスク管理部門に上申され、当該部署が報告されたすべての事象の記録を保持し、根本原因および必要なプロセス改善の特定を進めます。コンプライアンスおよびリスク管理部門は、その後これらをグローバル業務リスク委員会およびSSGAJの社長に上申します。SSGAJは、事務エラーのリスクにより顧客が悪影響（損失の負担を含みます）を受けないという保証はできません。

SSGAは、投資信託または投資一任のどちらが個人や法人に適した投資かを判断していますか。

投資アドバイザーとして、SSGAJは、顧客に対する投資に関するアドバイスが、顧客の特定の投資目標およびリスク許容度に鑑みて適切であるかを判断する一般的な義務を有しています。しかし、SSGAJがどのようにその義務を果たすかは、顧客の種類および当該顧客が求める特定の商品またはサービスを含め、顧客それぞれに特有の事象や状況に左右されます。大半の状況下において、SSGAJは、顧客の全体的な投資ポートフォリオについてほとんど把握していないか、もしくは全く把握していません。例えば、SSGAJは、提案依頼書（RFP）に返答するよう依頼されることや、特定の商品、資産クラスもしくはサービスに関するSSGAの能力について見込みや既存の機関投資家顧客に対してプレゼンテーションを行うよう依頼されることがよくあります。この状況において、SSGAJは、顧客の全体的な投資ポートフォリオに関して特定のSSGAの商品、アセットクラスまたはサービスの適合性を判断するに当たり、顧客が当該情報を提供するか、またはその他の方法でSSGAJが当該情報を把握しない限り、顧客の他の投資についての十分な情報を持たず、これを獲得することができません。これらの顧客が投資コンサルタントを含む他のアドバイザーも雇用していることに鑑みると、弊社は、顧客または顧客の独立した会計もしくはその他のコンサルタントもしくはアドバイザーが、SSGAJが提供する投資商品またはサービスが顧客に適しているか否かについて判断を下していることとみなすことが、SSGAJにとって合理的であると考えます。しかし、SSGAJが顧客の投資目標および投資リスク許容度に基づいてポートフォリオ全体に対する投資ソリューションを提供するよう依頼された場合、適合性の判断はSSGAJが顧客に提供したアドバイスに含まれています。

以下の当事者は、投資信託または投資一任勘定に対して商品またはサービスを推奨もしくは提供したり、投資信託または投資一任勘定を含む取引もしくは契約を締結する場合があります：コンサルタント、資産運用会社、記録関

連運営管理機関、カストディアン、取引カウンターパーティ、その他。適用法に従い、投資信託または投資一任勘定である SSGAJ は、当該契約についてこれら当事者に補償を提供する場合があります。ステート・ストリート、その関連会社および SSGAJ（これらの従業員を含みます）は、これら当事者とその他の財務的および非財務的な関係を有する場合があります。例えば、ステート・ストリートが資産サービス（例：ミドルおよびバックオフィス・サービス）を当事者またはその関連会社に提供したり、ステート・ストリートまたは SSGA の従業員が、当事者において取締役を務める場合があります。その結果、SSGAJ は、これら契約締結に対するインセンティブを有し、また当事者は、ステート・ストリートまたは SSGAJ のサービスを奨励するインセンティブを有する場合があります。これらの発生し得る利益相反の回避および管理を目的とした基準や方針の策定がなされていますが、特定された実際または潜在的な利益相反全てが軽減または排除される保証はありません。これらの基準や方針には、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ倫理規定、ステート・ストリート行動規範、SSGA 最良執行方針および関連方針が含まれます。

SSGA は、ブローカーの指定または制限に関してどのような方針をとっていますか。

一般的に、SSGA は、投資一任契約においてのみブローカーの指示または制限の要請を考慮し、関連する開示事項は、顧客の投資運用契約、別個の契約書その他顧客に提供される書面に反映されます。

SSGA が投資一任についてブローカーの指定または制限を認める際には、SSGA が取引を特定のブローカー・ディーラーのみと執行する、または、取引の執行相手のブローカー・ディーラーを制限するという顧客の指示に関連して、(a) 顧客によるブローカレッジの配分が、投資一任およびその受益者に対して不利益でないこと、(b) 顧客が該当する重要文書に基づきこの指示を行うために必要な権限を有していること、(c) ブローカーの指定または制限による利益（サービスの提供、費用の支払いまたは受けた現金割引の形式による）が、投資一任勘定およびその受益者のみにもたらされること、および (d) 発生したあらゆる費用を投資一任勘定により適切に支払うことができることについて、顧客が判断しなければなりません。

SSGAJ は、オペレーション、コンプライアンスおよび取引上の観点から、関連する指図が対応可能であるとみなした場合に限り、投資一任に関するブローカーの指定または制限の要請に応じることを検討しまたはこれに同意します。SSGA が、このようなブローカーの指定または制限を認める場合、顧客は、当該指定または制限により、かかる制限のない他の顧客が取得しうるより有利な取引価格、手数料率、マークアップ/マークダウンまたはスプレッドを得るための SSGA の能力を制限する可能性があることに留意する必要があります。このようなケースには、例えば、他の顧客について一括で取引を行った後に SSGA が顧客の指定または制限に従って取引を執行することが含まれます。また、典型的には、SSGA がその他様々な口座と合算できないことにより、取引のための費用の削減による利益や本来別途取得可能なより有利な価格による利益を放棄することとなる可能性があります。特定のブローカー・ディーラーに対する顧客の取引の指図（または取引の執行相手のブローカー・ディーラーの制限）も、追加の信用、業務または決済リスクを引き起こす結果となる可能性があります。また、ブローカーが SSGA の内部で承認されたブローカー・リストに含まれていない場合、SSGA は、当該ブローカーの信用度または財務の安定性に関する初期的または継続的な監督を行いません。したがって、顧客が特定のブローカーの使用を指図した場合、事務および財務リスクが、SSGAJ がブローカーの選定を行った場合に生じるものよりも大きくなる可能性があります。そのようなリスクはお客様が単独で負担することになります。SSGAJ は、特定のブローカー・ディーラーを使用する、または使用しない旨の顧客の指示について、いかなる損失、損害、コストまたは費用の責任も負いません。

トランジション・マネジメントの委託においては、顧客の信託銀行が、口座における取引を実行するために、特定の証券ブローカーを指定する可能性があります。

外国為替取引（「FX取引」）を含む、SSGAの最良執行方針はどのようなものですか。

ブローカー・ディーラーやその他カウンターパーティの選任は、弊社の投資運用一任サービスにおける重要なポイントのひとつです。弊社では、顧客取引を最良の条件で執行するカウンターパーティの能力を社内で評価し、この結果に基づいたカウンターパーティの選任と発注に努めます。SSGAJ の最良執行義務は、弊社が各状況下において顧客取引について全体として可能な限り有利な結果を得るために、特定の取引に関連する様々な要因を考慮して、

すべての十分な段階を踏むことを義務付けています。これは、価格、コスト、執行速度、実行可能性、決済可能性、取引の性質、市場流動性、現地の法令や規制等、潜在的な市場の影響および取引の規模を含みますが、これらに限定されません。これら要因の考慮とその相対的な重要性は、投資プロフェッショナルが経験に基づいて判断します。

SSGAJ が取引時に最良執行を達成する能力は、SSGAJ またはカウンターパーティとの顧客の契約上の取決めによる制限、顧客の投資一任に関して SSGAJ が取引を行う可能性のあるカウンターパーティ・パネルに関して顧客により課される制限または明確な指示、顧客がカウンターパーティとの間に有する利用可能な信用額、および顧客が SSGAJ に対して行ったその他特定の指示によって制限されます。これらの要因は、特定の取引に対するもの、または SSGAJ が運用裁量とカウンターパーティ選定権限を有する口座に関する SSGAJ 全体の責任の視点のいずれかの観点から検討されます。SSGAJ は、価格またはスプレッドおよびその他の定性的基準を考慮して、各取引のカウンターパーティを選定します。しかし、カウンターパーティに対する信用および運用エクスポージャーは、SSGAJ ではなく顧客が負担します。

特定の投資一任顧客との関連する投資運用契約の条件に従って、SSGAJ は、当該顧客の投資一任に関するカウンターパーティと、ブローカレッジおよびその他の取引協定を締結する権限を付与されることがあります。カウンターパーティとのこれらの協定は、SSGAJ の顧客の承認を経ることなく、SSGAJ が合理的かつ良識的と考える条件で SSGAJ により締結されます。したがって、これらの協定は、特定の規制上、税務上、会計上の規定または特定の顧客が自らのために通常交渉する可能性があるその他の規定（例えば、債務不履行事由、追加解除事由およびノンコース規定に関するもの）を含まない可能性があります。

カストディ FX 取引

SSGA は、口座のカストディアンまたはサブ・カストディアンと連携し、口座のカストディアンまたはサブ・カストディアンのネットワークを通じて、口座に代わって FX 取引を発注および執行する可能性があります。SSGA は、SSGA が市場において取引カウンターパーティとの直接外国為替取引が困難であるか、または合理的に可能ではなく（例えば、ある現地市場で取引することを制限されている場合、その他の適切なカウンターパーティーを特定していない場合、または現地市場における業務もしくは決済リスクの軽減を目指している場合）、その結果として、口座のカストディアンまたはサブ・カストディアンを通じて FX 取引を発注することで最良執行が達成できると SSGA が判断している場合には、口座のカストディアンまたはサブ・カストディアンを通じて FX 取引を発注します。SSGA は、ポートフォリオの取引をそのようなかたちで執行した場合には、カストディアンまたはサブ・カストディアンがステート・ストリートと関係性を持っている可能性があり、またそのような取引の決定がカストディアンまたはサブ・カストディアンとの関係を強化するためと見られる可能性があるために、利益相反のリスクがあります。また、かかるカストディ関連の FX サービスは、業務リスクを SSGA からカストディアンに移転させるため、SSGA が直接市場で交渉する場合よりも不利な為替レートとなることがあります。SSGA は、日本の顧客については、SSBT をカストディアンとして、またはステート・ストリートの関連会社もしくは第三者をサブ・カストディアンとして、これを通じて FX の執行を指示する可能性があります。カストディアンまたはサブ・カストディアンを通じて直接執行されるこれらの取引は、SSGA が他のカウンターパーティのより良いレートを監視し、または交渉を試みることなく、主としてカストディアンまたはサブ・カストディアンにより決定されるレートで執行されます。したがって、特定の通貨取引において、ポートフォリオに対して利用可能な最良のレートが適用されないことが（すなわち、より有利な為替レートが他の取引で利用できる）場合があります。SSGAJ は、規制上、投資信託に代わって、SSBT を通じて直接取引を行うことはありません。

電子的プラットフォームの使用

SSGAJ が電子的プラットフォーム（「代替的取引システム」または「ダークプール」ともいいます）を使用する場合、SSGAJ は、これらの執行経路が弊社の最良執行方針を満たしているかを確認するために、デュー・ディリジェンスを行います。これらのプラットフォームは、魅力的な手数料体系、価格の改善、より高速な処理速度、市場を自らに不利な方向に変動させることなく大量の株式を取引する必要がある機関投資家にとっての取引の匿名性など、従来の証券取引所に対して特定の潜在的な優位性を提供します。しかし、これらのプラットフォームを使用したすべての場合において、当該優位性が獲得されることを保証することはできません。

その他の取引上の留意事項

お客様は、特定の状況において、法令に基づき、金融機関（SSGA の関連会社を含みます）と行った取引を終了する権利の行使または当該取引に基づく担保の換価を阻止され又は遅延させられる可能性があります。また、法令に基づき、投資若しくは取引に基づく金融機関の支払い及び受渡しの義務が、一時停止され、又はお客様の同意なく当初の金融機関から別の金融機関に承継される可能性があります。さらに、お客様は、法令に基づき、当該金融機関を対象とする規制当局に要請された場合、当該金融機関の債務の償却、免除又は株式若しくは別の持分証券への転換という「ベイルイン」リスクにさらされる可能性があります。金融機関のベイルインは、その証券の一部又は全部の価値を減ずる可能性があり、当該ベイルインが行われた時点で、当該証券を保有し又は当該金融機関と取引を締結していたお客様は、同様に影響を受ける可能性があります。該当する場合、SSGA は、SSGA が取引するお客様に代わり、当該法律の有効性を契約上認めます。

並行運用に関して、SSGA はどのような方針をとっていますか。

ポートフォリオ・マネージャーは、パフォーマンス・ベースの手数料[および/または、平行して運用されている他の合同運用型商品（ITMファンドを含む）または他の一任勘定よりも高い手数料]を有する可能性がある投資一任またはその他の集団投資スキームを運用する可能性があります。これらのファンドの並行運用は、クロス取引、投資機会の割当てならびに取引の統合および割当てに関して潜在的な利益相反を生じる可能性があります。投資運用業者である SSGA は、顧客口座を公正かつ衡平な方法で運用するフィデューシャリー・デューティーを負っています。SSGA は、すべての証券取引の最良の執行を提供し、公正かつ衡平な方法で証券を集約し顧客口座に割り当てることを目指しています。そのため、SSGA は、並行運用によって生じる可能性のある潜在的な利益相反を軽減および管理する方針および手続きを策定してきました。また、SSGA は、クロス取引が投資信託および投資一任間で影響を受ける可能性のある状況を制限し、潜在的なまたは実際の対立を軽減するための方針を採用してきました。

弊社は、一般的に発生する可能性のある利益相反を軽減および管理することを目的とした方針および手続きを策定していますが、弊社がすべての利益相反を特定するか、またはすべての実際もしくは潜在的な利益相反が成功裏に軽減もしくは排除されるという保証はありません。

SSGA は、投資一任勘定および投資信託口座に関する手数料の使用についてどのような方針をとっていますか。

SSGA は、市場や地域ごとに各ブローカー・ディーラーで同一の株式売買手数料率表を使用しており、これを SSGA が取引を行う各口座に適用しています。SSGA の株式売買手数料率は、執行サービスの手数料率であり、流動性、市況または執行の達成に必要な取引の専門知識等の事項を考慮しています。当該手数料率は、受領したいかなるリサーチの価値も考慮していません。SSGA は、EU 域内の事業以外において、顧客の口座のために、取引相手のブローカー・ディーラーから価格が付されていない独占的リサーチを定期的に受領することがあります。

SSGA は、第 2 次金融商品市場指令 (MiFIDII) に基づき、欧州に拠点を置く SSGA の運用チームが利用したリサーチの対価を支払います。SSGA による当該リサーチの受領は、他のブローカー・ディーラーよりも特定のブローカー・ディーラーと優先的に取引を行うことを決定する際の考慮事項となりません。SSGA は、下記に述べる SSGA のアクティブ・ファンダメンタル株式事業に関するものを除き、ソフトダラー・プログラムを運用していません。

* SSGA は、例えば売出し、ショート決済またはブロックレードといった特定の状況において、取引の状況 (性質、時期、市場動向) により、当該表に掲載されていない手数料率を使用することがあります。特定のオルタナティブ戦略口座は、異なる手数料率表を使用することがあります。

SSGA のアクティブ・ファンダメンタル株式ソフトダラー・プログラム

SSGA は、改正 1934 年証券取引法第 28 条 (e) 項 (「本プログラム」) で認められるとおり、コネチカット州スタンフォードに拠点を置くアクティブ・ファンダメンタル株式事業が運用する投資一任勘定、投資信託やその他の口座に関して、第三者のリサーチの購入にソフトダラーすなわち株式売買手数料を使用しています。本プログラムに参加する口座では、「追加」手数料が適用され、SSGA が当該の顧客のためにリサーチサービスを取得する上で使用されるソフトダラーのクレジットが確保されます。「追加」手数料は株式売買手数料とは別個のものであり、区別されます。そのような当該の第三者によるリサーチには通常、リサーチレポートおよび分析、銘柄別およびセクター別リサーチ、市場動向、市場データおよび規制分析などが含まれます。

SSGA は、適用される法律に基づき、将来的に他のソフトダラー・アレンジメントまたはコミッション・シェアリング・アレンジメントの利用を決定する可能性があります。

SSGAJ はクロス取引についてどのような方針をとっていますか。

クロス取引は金商法の下では制限されており、金商法に定められる限定的な条件下でのみ行うことができます。これらの条件を満たした場合、場合によっては、SSGAJ およびその関連会社は、2 つの適格ファンドまたは口座間でポートフォリオの取引を行うことが有利になり得ると考えられます。この取引は、一般的に「内部クロス取引」として認知されています。クロス取引においては、1 つの適格ファンドまたは口座が、別の適格ファンドまたは口座から商品を購入するか、またはこれに対して商品を販売します。クロス取引は、両当事者の投資裁量権を有する SSGAJ およびその関連会社により行われるため、利益相反および一方の適格ファンドまたは口座が他方より有利になる可能性を含んでいます。しかし、2 つの適格ファンドまたは口座間で保有する証券の内部クロス取引は、取引コスト節減および市場の影響の回避を通じて、各ファンドまたは口座にとって節約の可能性をもたらすことがあります。各クロス取引は、独立した価格情報ベンダーが決定する取引証券の終値を使用して価格付けされます。SSGAJ およびその関連会社は、法令等に従って、グローバルに内部クロス取引プログラムを運用しています。法令等、重要文書または投資一任もしくはその他関連する契約により別段に制限される場合を除き、SSGAJ およびその関連会社は、インデックスおよびモデル主導型のファンド (SSGAJ が運用する投資信託以外)、ならびに適格な投資一任に対して、利用可能な内部クロス取引を行う可能性があります。同一の証券に対して複数の買いまたは売り注文があった場合、SSGAJ およびその関連会社は、関連するそれぞれのファンドおよび投資一任の注文に応じるために、原則として按分法を使用します。ファンドのクロス取引について日本の規制を十分に遵守するために、SSGAJ は、該当する投資信託の重要文書または投資一任顧客の投資運用契約におけるすべての該当する制限に従うことは別に、SSGAJ が運用する投資信託と口座の間で内部クロス取引を行わないこととしています。

SSGAJ は、自らの裁量により、市況、規制上の制限またはその他の理由によりクロス取引を行うことができる可能

性のあるすべての場合において、これを行うよう義務付けられているわけではありません。

SSGA はポートフォリオで保有する金融商品をどのように評価していますか。

SSGAJ は、投資信託および投資一任勘定において保有する証券、デリバティブ、通貨およびその他の投資商品（「ポートフォリオ商品」と総称する）の評価に関する方針および手続きを制定しています。SSGAJ の評価に関する方針および手続きは、

SSGA のアジア・パシフィック時価評価委員会が監視および実施しています。市場相場が容易に入手可能な金融商品は、市場相場、公式終値および／または承認された価格情報ベンダーにより提供され、アジア・パシフィック時価評価委員会の承認を受けた情報を用いて、市場価値で評価されています。アジア・パシフィック時価評価委員会は、承認された価格提供ベンダーから受領した価格の妥当性を評価するために複数の評価管理機能を果たします（但し、委員会が価格情報ベンダーの誤りを発見できるとは限りません）。また、評価決定の際には、投資信託にかかる重要文書または投資一任勘定にかかる文書のそれぞれに記載された投資信託または口座特有の価格評価の要件が考慮されます。

公正価値による価格設定

市場相場、公式終値および／または承認された価格情報ベンダーの情報が入手可能でない場合、またはアジア・パシフィック時価評価委員会が信頼できないものとみなした場合、当該金融商品は、公正価値による価格設定手続きに従って、委員会により誠実に決定された公正価値で評価されます。一般的に、公正価値は、合理的な期間における秩序ある処分により合理的に実現されると予想される金額と判断されています。本質的に、公正価値価格は、現時点での売却を想定した誠実な見積りであり、実際の市場価格を反映したものではありません。公正価値の価格設定には、その時点で最新の状況に基づき適用される主観的判断が含まれており、ある金融商品の公正価値の決定が、当該金融商品の売却時に実現できる価格と大幅に異なるものとなる可能性があります。債券の公正価値評価については、受領した価格がビッド・アスクスプレッドの範囲および市場参加者の取引実勢に近いものである場合、公正価値が、複数の承認された価格情報ベンダー（すなわち、価格情報ベンダーおよび／またはベンチマーク供給業者）から受領した複数の評価額から構成されることがあります。投資信託および該当するいずれかの投資一任のカストディアンとしてのSSGAの手数料およびSSBTの手数料は投資信託または投資一任の資産の価値に基づくものであるため、SSGAは、公正価値で評価された商品により高い評価を行う経済的インセンティブを有しています。

一定の状況下では、同一の商品について異なる顧客に対して異なる評価が下されます。例えば、SSGAまたは関連会社により運用される投資信託および投資信託以外のファンドの両方において保有される一つの金融商品について、かかる投資信託以外のファンドのための評価額の決定またはSSGAの関連会社のために内部的な目的で決定される公正価値について責任を負う地域の時価評価委員会（すなわち、北米またはEMEA）により決定された公正価値と異なる公正価値をアジア・パシフィック時価評価委員会が決定することがあります。また、投資一任について、SSGAは評価を監督する第一義的な責任を有しておらず、その責任は顧客のカストディアンが負うこととなります。

SSGAJ はマネーロンダリング防止および制裁遵守プログラムを有していますか。

ステート・ストリートとその子会社（「ステート・ストリート」）は、マネーロンダリング、テロ資金供与、その他違法な金融取引（すなわち金融犯罪）の防止そして事業を行う管轄地域におけるマネーロンダリング防止を目的とする適用法令の遵守に対してコミットしています。ステート・ストリートはまた、米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）、国連安全保障理事会（「UN」）、欧州連合（「EU」）および日本の財務省が管理する制裁プログラムおよび制裁対象リストを含む、政府および多国籍機関が管理および執行する経済制裁および貿易制裁（特に、）を遵守することにコミットしています。

ステート・ストリートが有するグローバル AML と制裁コンプライアンス・プログラム（以下、「プログラム」）は、SSGA のマネーロンダリング防止（「AML」）および制裁リスクに対するエクスポージャーの軽減を目的とする成文化されたマネーロンダリング防止と制裁の方針、手続き、内部統制およびシステムによって構成されています。このプログラムには、継続中の取引のモニタリングおよび該当する法執行当局に対する疑わしい取引の報告の他に、開始時と顧客関係の存続する限り定期的に顧客の本人確認（Know Your Customer）についてのデュー・デiligence、制裁やその他ウォッチリストに照らし合わせた顧客や取引のスクリーニング、そして従業員への研修を行うことを含む、適用される規制上の要件の遵守のために合理的に策定されたガイドラインおよび手続きが含まれています。プログラムは、ステート・ストリートが指定する銀行の秘密保持に関する法令の責任者およびマネーロンダリング防止統括責任者により監督されています。また、プログラムが効果的に運用されているかどうかを検証するために、独立した検査が継続的に実施されます。投資一任への投資の前に、顧客は、SSGAJ が法令に基づく SSGAJ のデュー・デiligence義務に従って本人確認するために必要とする可能性のある情報および組織文書を SSGAJ に提供するように求められます。投資信託については、その販売会社が、顧客に対して当該情報および組織文書の提供を求めることがあります。

SSGAJ は、当該犯罪行為への関与が知られている、または必要な文書を提供しないいかなる者または機関とも取引関係を開始しません。同様に、SSGAJ は、既存の顧客が当該犯罪行為に関与していることを知った場合、当該顧客に係る業務を停止します。また、SSGA は、法令上、顧客ファイルを最新の状態に保つ義務を負っており、合理的な期間内に必要な文書を提供しない既存の顧客との業務を停止しなければなりません。

このプログラムは、ステート・ストリート、SSGA および SSGAJ が、特定の国、団体および当事者が関係する特定の活動（場合によっては、当該国、団体および当事者に関する投資を禁止または制限することが含まれます）を制裁する（すなわち、禁止または制限する）法令に関する法令上の要件（ステート・ストリート、SSGA および SSGAJ の要件であって、顧客およびカウンターパーティの要件ではない）を満たすことに役立つために合理的に策定されています。当該禁止または制限は、自己勘定またはステート・ストリーの口座（もしあれば）のための SSGA の投資活動のみならず、その顧客の口座のための活動に関しても適用されます。このプログラムは、適用される監督基準及び法的要件の遵守を確保するとともに、事業活動の変更を反映するために、常に評価、更新、強化されます。プログラムは、ステート・ストリーの取締役会により毎年承認を受けます。

SSGAJ は倫理規程を有していますか。

SSGA の組織の一部およびフィデューシャリーとして、SSGAJ は、SSGA の顧客の利益が自らまたはその従業員の利益に優先されていることを確実にする目的で SSGA が採用した倫理規程（SSGA Code of Ethics）に従っています。これを達成するために、倫理規程には、従業員および同居するその扶養家族による報告および事前承認に関する要件ならびに個人的な取引に関する制限を含む、SSGA の従業員に対する多くの要件が含まれています。

SSGAJ の従業員は、その当初報告、四半期報告および年次報告において、個人的な取引および／または有価証券の保有の報告を義務付けられています。倫理規程には、法律により義務付けられているか、または米国およびその他の国々の投資運用業界において一般的に受け入れられている多くの実質的な取引制限が含まれています。ステート・ストリート行動リスク管理オフィスでは、倫理規程の違反の他に、倫理規程を監督し、これを実施する責任を負って

います。SSGAJ またはその従業員が、重要な非公開情報を市場操作、詐欺または不正目的で利用するか、または市場濫用活動に従事することは違法です。

SSGAJ の従業員はまた、ステート・ストリート自身を保護することを目的としたステート・ストリート行動基準を遵守するよう義務付けられています。これらの基準は、顧客および会社情報の秘密性、帳簿および記録の正確性および真実性、知的財産の取扱い、政治献金、業務外活動、贈答および接待ならびに法令等の遵守を含む、業務に関する従業員の行動に関連しています。行動基準には、インサイダー取引およびティッピングに関する重要な規程も含まれ、SSGA の内部情報／情報障壁ポリシーを補完しています。SSGA の内部情報／情報障壁ポリシーは、重要な非公開情報の受領およびコミュニケーションおよびこれらの情報の利用に係る米国および各国の証券法またはその他の適用される証券法の違反の管理に用いられています。

行動基準および倫理規程の遵守は、SSGAJ における雇用の条件です。従業員は、これらのポリシーの規定を読み、これらに精通するよう義務付けられており、各ポリシーの遵守を証明するよう定期的に要求されます。

SSGAJ のコンプライアンス・プログラムはどのようなものですか。

SSGAJ および SSGA は、法律、規則および規制ならびにこれらの活動に関する受託および倫理基準の遵守に努めています。SSGA は、米国連邦準備銀行の監督下にあり、そのガイダンスに従って、会社を保護し、かつリスクを管理し、リスク管理をすべての従業員のコアコンピテンスとし、かつ会社全体のコンプライアンス およびリスク・エクセレンスのカルチャーをサポートすることを目的としたコンプライアンス・リスク管理プログラム（「SSGA コンプライアンス・プログラム」）を策定しています。SSGAJ は、SSGA グローバル・コンプライアンス・プログラムに一致し、かつ日本（およびその他）の適用法令等の違反を防止するために合理的に策定されたコンプライアンス・プログラムを有しています。

SSGA のコンプライアンス・プログラムは、次の3つの防衛線モデルを活用したステート・ストリート・コンプライアンス・リスク管理フレームワーク（「CRMF」）を基礎としています：(i) 日々の業務や支援活動を行う事業ユニットおよび機能ユニットから成る第1の防衛線、(ii) コンプライアンス部門およびリスク部門のチームから成る第2の防衛線、ならびに (iii) 法人監査部門から成る第3の防衛線。

第2の防衛線としての役割に関するコンプライアンス部門の主な責務は、以下の分野におけるコンプライアンス・プログラムの実施を支援することです：リスクの特定および規制上の義務、リスクの評価、リスクの軽減および監視、ならびにリスクの報告。SSGA のコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスクを管理するため、第1の防衛線の取り組みについて、独立した重要な評価を継続的に実施します。SSGA のコンプライアンス部門は、規制動向や同業他社の動きに関する外部環境を監視すること、ガバナンス、トップの姿勢および内部統制の設計／実施を評価するための内部環境を監視すること、コンプライアンス・リスクを第1の防衛線に通知すること、コントロールギャップを特定すること、第2の防衛線の改善への取り組みを支援すること、第1の防衛線の意思決定に影響を及ぼすこと等、様々な責任を負っています。

SSGA は、リスクを監視し、SSGA の様々な業務の効果的な運営監視を促進するため、包括的なガバナンス構造を維持しています。SSGA のガバナンス構造は、会社のガバナンス委員会が効果的に運営されるとともに、会社のフィデューシャリー・デューティーを支える意思決定を行い、報告、異議申立て、協議および解決のための場を提供することができるよう設計されています。また、この構造は、リスク・エクセレンスのカルチャーを推進し、事業におけるリスクを特定・最小化し、高い倫理基準を反映した結果を生み出すという会社の目標を支えています。

コンプライアンス部門の担当者は、SSGA のガバナンス委員会の大半に積極的に参加しています。SSGA のガバナンス構造へのコンプライアンス部門の関与は、コンプライアンス部門が会社の意思決定プロセスに影響を及ぼすことを可能にするとともに、コンプライアンス部門が会社のガバナンス構造の全体的な有効性を直接評価することを可能にすることから、SSGA のコンプライアンス・リスク管理戦略全般にとって不可欠であると考えられます。

また、SSGA は、適用法令等の違反を合理的に防止、検出および是正し、かつ従業員を弊社の顧客に対する弊社の受託義務およびその他の規制上の要件の充足に導く方針および手続きを策定しています。但し、これらのコンプライアンス方針および手続きが有効であることの保証はありません。

ステート・ストリート・コーポレーションのコンプライアンス部門に属する SSGA のコンプライアンス部門は、SSGA のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（「CCO」）によって主導されています。SSGA のコンプライアンス部門は、ステート・ストリートの全部門と関連会社を対象として、AML、倫理、プライバシーおよびボルカーの各分野における規制に関する専門知識を提供し、ポリシーを策定し、研修資料を開発する様々な中核拠点に配属された SSBT のコンプライアンス部門のスタッフによる支援を受けています。また、SSGA のコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスクの監視、主要なリスク領域における選択的評価、プログラムの手法の遵守を確保するための品質保証レビュー、ならびに監視および報告の強化を目指した分析のために、SSBT のコンプライアンス部門のチームを活用しています。

SSGA は保険に加入していますか。

SSGA は、ステート・ストリートのグローバルな保険方針の下、会社が通常の事業の過程において直面する重大なリスクを軽減することを目的とした包括的な保険制度を維持しています。保険加入情報の詳細につきましては、SSGA の営業担当部署にお問い合わせ下さい。

SSGAJ による投資信託または投資一任の運用に関連して発生する追加の利益相反はありますか。

SSGA（このセクションにおいて文脈上必要な場合は SSGAJ を意味します。）およびその関連会社は、多くの異なる顧客に対して様々な金融サービスを提供しています。すべての運用戦略およびサービスや投資スキームをすべての対象顧客に提供する義務はありませんが、様々なサービスの提供により、SSGA の投資信託または投資一任の運用に関連する潜在的な対立が生じます。対立が生じる可能性のある特定の状況についての詳細は、本書面の他の箇所および下記に記載されています。SSGA と顧客または異なる顧客の間または複数の顧客相互間において対立が生じた場合、SSGA は、適用法令等に従い、対立を公平に管理するよう努め、顧客に対して適切な開示を行います。

以下は、すべての実際に生じる利益相反または潜在的な利益相反の包括的なリストまたは完全な説明ではなく、SSGAJ またはその関連会社は、本書において掲載または論じられていない利益相反が生じる可能性があるような状況に直面するか、または取引を行うことがあります。利益相反が生じる可能性がある場合と当社が判断した状況の詳細は、本書の他の項目に記載しています。お客様が SSGAJ により提供されたサービスを利用することにより、本書面において特定される利益相反または潜在的な利益相反が存在するなかで SSGAJ が当該サービスを提供することに対してお客様が同意したものとみなされます。

関連会社との取引および関係から生じる相反

SSGA またはその関連会社によるサービスの提供

SSGA またはその関連会社は、投資信託または投資一任の顧客に対して、投資運用、セキュリティーズ・レンディング、保管、事務、記帳および会計業務、トランスファー・エージェント業務および議決権関連サービス、ならびに、トランジション・マネジメントその他のサービスを提供することができます。これらについては、投資信託または投資一任の顧客が、SSGA および/またはその関連会社に対して負担します。投資信託または投資一任の顧客が当該サービス提供に対する手数料または費用を SSGA またはその関連会社に支払う際のレートは、一般的な市場において入手可能な最も有利なレートではない可能性があり、また、SSGA またはその関連会社が他の顧客に提供するレートより有利ではない可能性があります。そのため、投資信託または投資一任の顧客に提供されるサービスのコストまたは品質は、同一のサービスを提供する第三者のサービス提供者が関連会社以外との取引条件に基づき選定された場合よりも不利なものとなる可能性があります。

SSGAJ は、投資信託および投資一任の運用マネージャーとしての資格においていわゆるフィデューシャリーとしての責任を負いますが、SSGAJ またはその関連会社のいずれも、投資信託または投資一任勘定に対してカストディアンなどのサービスを提供するに際して、フィデューシャリーとしては行動しません。さらに、これらのその他のサービスの性質および範囲、これらに対する手数料、適用される注意基準ならびにこれらのサービスを提供するその他の条件は、とりわけ投資信託については顧客により交渉されずかつ顧客が当事者となることのできない個別契約または契約に規定されます。顧客は、SSGA またはその関連会社が投資信託または投資一任に投資信託または投資一任以外のサービスを提供することによる影響等の理解および評価に際し、法務、コンサルタント、税務およびその他のアドバイザーに相談ください。

SSGAJ およびその関連会社は、その経済的利害関係に起因して、当該利害関係がなければ行わないような場合に、投資信託もしくは投資一任勘定を代理して関連会社と取引もしくは取決めを締結するか、または投資信託参加者もしくは投資一任顧客に、サービスを提供する際に SSGA の関連会社を利用するよう提案するインセンティブを有しています。これらには、カストディアン業務、トランジション・マネジメント業務およびセキュリティーズ・レンディング業務が含まれますが、これらに限定されません。顧客の投資目標と投資リスク許容度に基づいた、顧客のトータル・ポートフォリオに対する投資ソリューションの提供を SSGA が要求された場合を除き、SSGAJ は投資信託の参加者または投資一任の顧客に対して当該提案または推奨を行う際に、フィデューシャリーとしての地位に基づき行動しない場合があります。

関連会社とのポートフォリオ取引の締結

SSGAJ は、投資信託または投資一任勘定を代理して、証券の購入または売却に関連するポートフォリオ取引ならびにデリバティブ取引、外国為替取引、レポ契約もしくはその他の取引を含むポートフォリオ取引を関連会社（プリンシパルとして行為する可能性があります）と締結します。SSGA の関連会社が当該取引におけるカウンターパーティまたはブローカーとして行為する場合、当該関連会社は、投資信託もしくは投資一任勘定により支払われる、または当該取引のそれぞれに関連してその他の方法で受領する委託手数料、手数料、スプレッド、マークアップまたはマークダウンの利益を享受します。

その経済的利害関係により、SSGAJ は、投資信託または投資一任を代理してポートフォリオ取引を締結するインセンティブを有します。SSGAJ がある関連会社とポートフォリオ取引を締結した場合、当該関連会社は、SSGAJ または顧客に開示されない情報を有し、これに基づき取引を行う可能性があります。また、関連会社は、取引に際して、投資信託または投資一任勘定の利益を考慮する必要はありません。そのため、当該関連会社は、SSGAJ と異なる方法で取引を行う可能性があります。関連会社がポートフォリオ取引におい

て投資信託または投資一任を代理してカウンターパーティとして行為する場合は、当該ファンドまたは口座は、当該取引の結果、ステート・ストリートに関連する信用および流動性リスクに晒される可能性があります。

カストディ取引のアレンジメント

SSBT または他のステート・ストリートの関連会社等がお客様の投資一任または投資信託勘定についてカストディアン業務を提供する場合、実際の利益相反および潜在的な利益相反が生じます。

キャッシュ・スイープ・ファンドにおける現金残高

ステート・ストリート・グループのカストディアンについて投資信託が有する現金残高は、投資信託の重要文書に抵触しない限り、SSBT またはその他のステート・ストリートの関連会社に管理され SSGA または SSGA の関連会社により運用されるキャッシュ・スイープ・ファンドに投資することができます。ステート・ストリートのカストディアン事業体は当該再投資により収入を得て、SSGA（または関連会社）は、当該キャッシュ・スイープ・ファンドにおける資産を含む投資信託へのサービスの提供の対価として支払いを受けます。また、いかなる特定の日においても、カストディアン当座預金口座（「DDA」）において投資信託または投資一任勘定により保有される未投資の現金が存在する可能性があります。

DDA に関連して、ステート・ストリート・グループのカストディアン、その預金受入関連会社または関連するサブ・カストディアン（このセクションにおいて「カストディアン」と総称します）は、フィデューシャリーまたは信託の受託者ではなく、銀行として行為し、投資信託または投資一任勘定は、カストディアンへの無担保の信用供与者となります。さらに、証券と異なり、現金は、カストディアンの保有資産から分離されていません。預託された現金は、金利について調整され、かつ投資信託または投資一任に支払うべき金額を減額された上で、かかる金額を払い戻す義務を負ったカストディアンの預託資産となります。

このような場合、預託を受けたカストディアンは、自らが最も利益になると判断した方法で、かかる現金を投資または使用することができます。これには、かかる投資について利益を保持（または損失を負担）すること、またはかかる現預金を適用される規制要件（例えば、流動性および資本）の遵守に充てることを含む可能性があります、これらに限定されません。

また、投資信託または投資一任顧客を含むいかなる顧客の利益も考慮することなく、これを行うことができます。現預金は、有利子または無利子の DDA において保管することができます。

有利子 DDA については、自らの利益のために行うカストディアンは、現預金に適用される利率を設定し、当該利率は、市況およびその他の状況に応じて、プラス、ゼロまたはマイナスになります。類似の残高または通貨を有している場合であっても、カストディアンのすべての顧客が同一の利率を得るわけではありません。現預金についてカストディアンが支払うまたはカストディアンにより課される利率は、通常市場における最も有利な利率になりません。

投資信託または投資一任の口座が借り越しとなった場合には、カストディアン（またはサブ・カストディアン（該当する場合））は、カストディアン（またはサブ・カストディアン）が単独の裁量で決定したレートの金利を課します。有利子当座貸越の利率は、同一の通貨による現預金に適用される利率よりも高くなると考えられます。

投資信託または投資一任により預託された現金を投資し、かかる現金の投資により利益を得ることの他に、カストディアンは、DDA の維持または DDA の維持に関連するサービスの提供に関する手数料およびその他の料金を課す可能性があり、また、その他の方法で預金受入業務を行う可能性があります。

カストディアンは、相殺の権利および自らの経済的利益のためのその他の救済等の手段を受ける権利を有していません。

他の預金受入機関と同様に、SSBT に預託される資金は信用リスクに晒されます。例えば、SSBT を含む、お客様の現金残高を保有する銀行は、かかる現金残高を払い戻す義務を有していますが、これを行うことが出来ない可能性があります。各銀行の信用リスクは、銀行の財務状況および適用される破産法制によって異なります。顧客の現金残高が SSBT に預託されている場合、顧客は SSBT の債権者となり、SSBT の信用リスクに晒されます。

カストディアン（またはその預金受入関連会社）は、「フロート・インカム」により利益を得る可能性があります。この「フロート」は、(a)投資信託または投資一任に資金が計上される前に、カストディアン（または預金受入関連会社）が当該口座においてかかる金額を受領した場合（例えば、口座に対する預託用の資金が、当日の取引締切時刻の後に受領されたために、当該金額が口座において翌営業日まで計上されない場合）、または反対に、(b)資金が口座から引き落とされた後に、かかる金額を銀行が保有し続ける場合（例えば、指定された譲受人に対する送金に適用される取引締切時刻の後に口座から引き落とし処理がなされたために、当該送金が翌営業日まで発生しない場合）に発生します。かかるフロート・インカムはカストディアンに帰属し、投資信託または投資一任には帰属されません。

投資一任の顧客は、ステート・ストリート・グループのカストディアンとの間に、カストディ上の関係性を有しています。そのため、顧客または顧客の信託銀行（SSGA ではない）は、レート、手数料および料金、ならびに証券保管のアレンジに関するその他の条件について、当該カストディアンに直接関与しています。カストディアンとの証券保管のアレンジにより生じる実際の利益相反および潜在的な利益相反を含む、現預金およびその他の事項に関する追加情報については、SSGAJ の営業担当部署にお問い合わせ下さい。

一括発注

SSGA は、随時、弊社の関連会社の自己勘定と注文を合算して発注する可能性があります（SSGA により管理されステート・ストリート・関連会社がプリンシパルとして所有し、かつステート・ストリートの利益のために取引される取引口座）。これらの場合、SSGA およびその関連会社は、一括発注に付随する利益（例えば、取引当たりのコストの削減）を得ます。SSGA またはその関連会社が一括発注に付随する以外の利益を得る場合、SSGA はその他の口座の注文について合算を行いません。

関連ファンドまたは関連証券への投資

SSGAJ は、投資一任勘定または投資信託を代理して、合同運用ファンドに投資する可能性があります。その場合、SSGAJ または関連会社は、当該合同運用ファンドについてのサービス提供に対して、投資運用、カストディおよび事務手数料等の手数料またはその他の利益を受領します。これは、外部の当事者が課すものよりも高額となる可能性があります。同様に、SSGAJ が当該合同運用ファンドに投資を行う条件は、場合によっては、外部の当事者が利用可能な条件より不利なものとなる可能性があります。また、SSGAJ は、適用される規制に合致した方法により、社内ポリシーで許容される範囲で、投資一任勘定または投資信託を代理して、ステート・ストリート・コーポレーションの株式に投資する可能性があります。これにより、これらの株式の全体的な需要およびその株価をサポートする可能性があります。

自己勘定に対する証券投資

SSGA およびその関連会社は、自己勘定のために、ある発行体の様々な証券または当該証券の様々なトランシェに関して、投資信託、投資一任またはその他の顧客が保有する証券に優先する、同順位のもしくは劣後する証券に投資し、または、顧客の保有する証券と異なるもしくはこれに対して不利な利益をもたらす結果となる権利を伴う証券に投資する可能性があります。同様に、SSGA およびその関連会社は、SSGA が投資信託または投資一任の顧客を含めその顧客のために取引する者と同じカウンターパーティに対して、重大なクレジットエクスポージャーを有する可能性があります。発行体またはカウンターパーティが債務不履行または不履行に陥った場合、SSGA およびその関連

会社は、投資信託または投資一任の顧客を含めその顧客より上位で、かつより有利な権利および利益を有する可能性があります。ステート・ストリートおよびSSGA は、ステート・ストリートの様々な部門および事業ラインにわたって共有される投資情報を制限する情報ウォールを設けています。一般的に、SSGA は、その関連会社の自己勘定に対する投資業務に従事しませんが、ただし、SSGAの関連会社は、当社の新商品に対する自己勘定によるシード資金投資やそれに関連したヘッジ取引に関して、自己勘定口座で投資活動を行う可能性があります。フィデューシヤリーではない立場で（すなわち、受託者または投資マネージャー以外の資格で）行為する際に投資を行うか、または 補償を求める場合、SSGA およびその関連会社は、自らの経済的利益のために行うことができ、これにより、顧客口座に悪影響が及ぶ可能性があります。SSGA およびその関連会社は、その顧客についてその職務を遂行する上で、投資信託もしくは投資一任を含む他の顧客に講じる措置、またはかかる顧客について 講じられる当該措置と時期もしくは性質の異なる措置を講じる可能性があります。但し、顧客間または顧客クラス内での投資および売買は、SSGA が公正かつ衡平と判断する方法で行われます。

ソフトダラーによる潜在的な利益相反

本書において前述した通り、SSGA は現在、ソフトダラー・プログラム（「本プログラム」）を実施しています。しかし、SSGA は、将来的には、追加の顧客口座との間でコミッション・シェアリング・アレンジメントに従事する可能性があります。但し、これを行う場合には事前に顧客に通知を提出します。本プログラム、および将来の潜在的なあらゆるソフトダラー・プログラムについて、ブローカー・ディーラーが、当該ブローカー・ディーラーとの間でまたは当該ブローカー・ディーラーを通じて顧客のために実施した取引により生み出されたりリサーチおよびブローカレッジサービスを SSGA に提供または利用可能にした場合、SSGA は、リサーチを進めるにあたり、これらのサービスに対しての支払いまたはコストの負担の必要がなかったことにより、利益を得ることになります。

SSGA に提供されるリサーチおよびブローカレッジサービスは、顧客の全部または一部に投資または その他のサービスを提供する際に使用されることがあります。特定の顧客のために取引を執行したブローカー・ディーラーから受けるサービスは、必ずしも SSGA によってかかる特定の口座にサービスを提供する際に使用されるわけではありません。一部の顧客は、SSGA が SSGA の他の顧客により生み出されたソフトダラーの利益を保持する一方で、その顧客の口座に生じたソフトダラーを、他の顧客の利益のために使用することを制限することがあります。さらに、SSGA はソフトダラーの使用を制限している顧客のために、リサーチの購入に現金（ハードダラー）を使用する場合があります。

様々な取締役会への参加

適用法令等に従って、SSGA または関連事業体の取締役会のメンバーは、他の SSGA または関連事業体の取締役会のメンバーも兼務することがあります。また、SSGA 事業体の取締役会のメンバーは、外部との兼職を行ったり外部のビジネスからの利益を得たりする可能性があります。取締役による行為または外部事業活動のうち一定のものは、ある顧客よりも他の顧客を有利に、または顧客よりも第三者を有利に取り扱う可能性を生むことがあります。エグゼクティブ・ボードのメンバー（独立取締役を除きます）を含む SSGA の全従業員は、ステート・ストリート社外活動ポリシーの対象となり、外部における特定の地位に就く前に開示または、ステート・ストリート行動リスク管理チームによる事前承認の受領を義務付けられています。

サービスもしくはテクノロジー・プロバイダーまたはその他の関連会社（例えば、チャールズリバー・デベロップメント）等の株主等であることによる利益

SSGA およびその関連会社は、サービスもしくはテクノロジー・プロバイダー、サブアドバイザーまたはその他の関係会社等において、代替取引システム、クロス取引システム、ならびにその他の取引プラットフォームおよびルーティングシステム、文書およびデータ保管サービス、ならびにセキュリティーズ・レンディング業務（これらに 限定さ

れません) について、所有権もしくはその他の利害、またはこれらに関連する契約上の取決めを有することがあります。当該利害のいずれも、提供されたサービスおよび技術の使用により割高なものとなる可能性があり、それは当該サービスおよび技術を使用するために、投資信託または投資一任勘定から、SSGA およびその関連会社または当該サービスやテクノロジー提供会社等に支払いをすることを含みます。SSGA およびその関連会社の特定の事業体における経済的利害関係に起因して、SSGA またはその関連会社が、より適格なまたはより安価な他の業者が利用可能な場合においても、当該関連会社等のサービスを使用する可能性があります。

SSGA およびその関連会社が他の顧客に提供するサービスから生じる相反

SSGAJ またはその関連会社が他の投資一任の顧客、投資信託およびその他の顧客（このセクションにおいて「顧客」と総称します）に提供する様々なサービスにより相反が生じることがあります。

SSGAJ およびその関連会社は、様々な顧客のために、様々なサービス（投資運用、助言、カストディ、事務、セキュリティーズ・レンディング、エンハンスド・カストディ、税務および会計サービスを含みますが、これらに限定されません）を実施しています。SSGAJ およびその関連会社は、各自、ある顧客についての業務の遂行において、別の顧客について講じる措置と異なる措置を講じることがあります。SSGAJ およびその関連会社は、すべての顧客について同一の扱いをするよう義務付けられていません。そのため、一部の顧客が他の顧客にはない方法で利益を得ることがあります。

一部の SSGAJ のポートフォリオ・マネージャーは、投資信託、「ヘッジ」ファンドとされるアクティブ運用型ファンド、マーケット・ニュートラル・ファンドおよび空売りを行うファンドを含む、複数の種類のファンドおよび口座を運用しています。

SSGAJ には、投資機会の配分において、一つの口座を別の口座よりも有利に扱うことによる金銭的なインセンティブ等がありうるため、SSGA による複数の口座の並行運用において、利益相反が生じることがあります。下記に詳述される通り、当該利益相反の原因となる状況または利益相反の概要には以下が含まれますが、これらに限定されません：

- 成功報酬を支払うポートフォリオを、成功報酬を支払わないポートフォリオと並行して運用すること。
- 登録されたミューチャル・ファンド、投資一任、ETF または投資信託を含む合同運用ファンドを並行して運用すること。
- 投資一任またはETFを、投資信託を含む合同運用ファンドと並行して運用すること。
- 「相反取引」の実行、すなわち、ある顧客のポートフォリオにおいて、別の顧客のポートフォリオでアクティブにロングポジションを保有している証券を空売りすること。
- 異なる手数料スケジュールを有する口座を運用すること（パフォーマンス・ベースであるか否かを問わない）。
- 「リテール」（DCを含む）資産を、機関投資家の資産と並行運用すること。
- ある口座の取引の直前または直後に、異なる口座で関連する取引を執行すること。
- 異なる顧客のための証券投資

SSGAJ は、ステート・ストリート関連会社が自らの顧客を代理してあるカウンターパーティと取引を締結している可能性がある場合において、SSGAJ の顧客を代理して同一のカウンターパーティと同時に取引を締結することがあります。その利益は SSGAJ の顧客の利益に対応しない場合があります。SSGAJ の関連会社は、とりわけ、先物取次業者、委託リサーチ業者、セキュリティーズ・レンディング業者、トレーダーまたは清算ブローカーとして働きます。これらおよびその他の資格の下、ステート・ストリート、その取締役、役員、従業員および関連会社は、SSGAJ から顧

客への助言の対象となる可能性のある証券の持分を獲得もしくは 保持するか、またはこれについて他の顧客およびカウンターパーティに助言するか、またはこれについてリサーチを発表するかもしくは見解を表明することがあります。ステート・ストリートおよびその関連会社がこれらの資格において行為する場合、これらの行為および助言は、顧客が SSGAJ との間に有する関係から独立しています。

SSGA またはその関連会社は、異なる顧客に対して発行体の資本構造の異なる部分に対して投資することがあります。これにより、場合によっては顧客間における利益相反が生じることがあります。例えば、1 以上の投資信託または投資一任の顧客が発行体の優先債務を保有し、他の顧客が同一の発行体の劣後債務を保有することがあります。このような場合、フィデューシャリーとして1つの顧客または口座の利益のために下した、債務不履行事由を誘発するか否か、または何らかの判断の条件に基づく決定により、ある顧客が、他よりも不利な結果を蒙ることがあります。

異なる顧客の投資アドバイザーとしての行為

SSGA は、ある顧客について、SSGAJ または SSGA の関連会社が別の顧客に対して行った投資アドバイスと異なる投資アドバイスを行うことがあります。例えば、SSGA は、社内のアドバイザー・チームであるインベストメント・ソリューション・グループや社内のアウトソースされた投資運用チームであるトータル・ポートフォリオ・ソリューションズを通じて、一部の顧客に対して、ファンドまたは運用戦略に対する投資またはその解約の推奨を含む資産配分に関するアドバイスを提供していますが、同一または類似のファンドや戦略に投資する類似の立場にある他の顧客に対しては、同一の推奨をしていないことがあります。SSGA は、SSGA 担当者が遵守すべき、インベストメント・ソリューション・グループとトータル・ポートフォリオ・ソリューションズに関連する方針および手続きを採用しています。これらは、投資一任の運用において、投資信託および他の SSGA ファンドを含む合同運用ファンドに投資する可能性がある場合に、これらのビジネスモデルが持つ潜在的な利益相反を軽減することを目的としています。

顧客口座にわたる一括発注

SSGA は、SSGA が運用する複数の顧客に適した投資機会を特定することがあります。このような場合、SSGA は、適用法令等および契約上の債務により認められる範囲内で、かかる投資機会について一括発注に努めることがあります。投資機会に対する注文を一括で取り扱うか否か決定する際には、SSGA は、合算された投資機会の規模および性質ならびに SSGA が状況に鑑みて適切と判断する要因を考慮します。しかし、SSGA は、一括発注する義務を負いません。

投資機会の配分

SSGA およびその関連会社は、投資運用および助言を様々な顧客に対して行っているため、投資機会の獲得可能性が制限されている場合、相反が生じることがあります。通例、SSGA は、注文の規模に比例して、投資機会を参加顧客口座に配分します。

SSGA はこれを決定する裁量権を有しています。

場合によっては、規制機関または市場慣行により、SSGA およびその関連会社が保有する持分またはポジションを、顧客口座を代理して保有するものと合算することを義務付けられることがあり、そのような合算された持分またはポジションは、顧客が利用可能な投資機会を潜在的に制限し、運用のトラッキングまたはパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。合算の影響は、状況次第で、特定の注文に関して顧客にとって有利または不利に働く可能性があります。例えば、先物取引におけるポジション・リミットなどの、規制上の制限が課されることがあります。

口座が、異なる運用ガイドラインや異なる制約を有する場合、SSGA は、ある運用戦略内の類似する運用口座に対して異なる取引機会の配分を選択することがあります。これらの制限およびガイドラインには、とりわけ、流動性、回転率、証券保有制限、投資国制限、税務問題またはブローカー制限に関する顧客の嗜好を含む可能性があります。

SSGA が注目した投資機会が、特定の顧客に対して、および／または特定の金額で配分される保証はありません。

さらに、いかなる顧客口座も、かかる投資機会に一定の範囲でのみ参加が認められる可能性があります。

サービスの提供

SSGA は、全体的な関係性の規模、顧客の種類および関係性の性質などの要因に応じて、一部の顧客に対して他の顧客と異なる水準のサービスを提供します。

その他の実際的および潜在的な利益相反

SSGA およびステート・ストリートの評判の保護

SSGA は、ある投資判断または業務が SSGA またはステート・ストリートの評判に及ぼし得る潜在的な悪影響により、投資信託を代理して、または投資一任について、投資判断および投資行動を制限することがあります。SSGA は、自らの裁量により、SSGA またはステート・ストリートのその他の業務を考慮して、投資信託または投資一任についての取引に従事しないことを決定することがあります。例えば、(1) SSGA がある取引に関与する投資信託または顧客にサービスを提供し、別のステート・ストリート関連会社が同一または関連する取引に従事する場合、(2) ステート・ストリート関連会社がかかる取引に関与する事業体において利益を有する場合、または (3) 投資信託または SSGA 顧客口座に関する取引が、SSGA、ステート・ストリートまたはこれらの業務に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、特定の取引に従事しないことを選択する可能性があります。また、SSGA も、SSGA、SSGAJ またはステート・ストリートの事業リスクを考慮し、投資信託を代理するまたは投資一任に関する投資判断および投資行動の制限を選択することがあります。さらに、ステート・ストリートは、取引を締結する可能性がある第三者の信用力についての見解またはこれに関する決定を開示しません。したがって、ステート・ストリートが特定の発行体またはカウンターパーティに対するエクスポージャーを削減すると同時に、SSGA が当該発行体またはカウンターパーティに対する顧客エクスポージャーを増加または維持する可能性があります。

従業員に対する報酬の支払い

SSGA の従業員は、適用法令等に従って、投資信託または投資一任の運用のパフォーマンスに基づく報酬を受領することがあります。上記の通り、ポートフォリオ・マネージャーが、異なる投資運用および助言手数料を有する口座の責任を負う場合に、潜在的な対立が生じます。手数料の違いは、ポートフォリオ・マネージャーが自らの報酬を増加させるために、例えば投資機会へのアクセスについて、ある口座を別の口座より有利に扱うなどのインセンティブを生むことがあります。このような相反は、口座がパフォーマンス・ベースの手数料の対象である場合に高まる可能性があります。弊社が潜在的な利益相反を軽減する方法についての詳細情報については、「投資機会の配分」と題されるセクションをご参照ください。

また、ステート・ストリートは、新規および既存顧客との新事業を特定および開発する取り組みについて 従業員にインセンティブをもたらす、グローバル・ビジネス紹介報奨プログラムを提供しています。ステート・ストリートの一定レベルの非 SSGA 従業員は、SSGA に対する投資運用サービスの見込み顧客の紹介について、当該顧客がその後 SSGA に口座を開設した場合、インセンティブ報奨を受領する資格を有しています。また、一定レベルの SSGA 従業員は、ステート・ストリート・グローバル・マーケット、ステート・ストリート・グローバル・サービスおよびステート・ストリート・グローバル・エクスチェンジを含む SSBT のその他関係会社または別部門に対する新事業の紹介について、インセンティブ報奨を受領する資格を有しています。紹介報奨の入手可能性は、あるサービスが、第三者により異なる方法でまたはより安価に提供されている場合であっても、従業員が、SSGA またはその関連会社に紹介を行うよう奨励する可能性があります。SSGA および営業関連機能を果たすその従業員は、SSGA に有利な条件で新規顧客口座を獲得および契約するインセンティブを有します。

情報の入手可能性

ステート・ストリートは、ステート・ストリートの異なる関連会社や部門間における情報共有の管理を目的とした多くの方針および手続きを導入しています。なお、これらの方針および手続きには、利益相反をなくし、軽減または防止するための情報障壁の利用や責任の分離が含まれます。かかる体制のもと、財務部門を含むステート・ストリートの他の部署が、SSGA が入手できない SSGA の顧客または運用に関する情報を入手できることがあります。そのため、場

合によっては、SSG A はある金融商品におけるポジションの処分、保持または増加など、本来、顧客または投資信託にとって有益と考えられるその他関連会社や部門が有する情報を得ることなく、異なる投資判断を下す可能性があります。ステート・ストリートおよびその関連会社は、顧客との間での書面による合意または適用法令等で開示が義務付けられている場合を除き、これらの情報を顧客が利用可能な状態にする義務を負いません。

SSGAは一般的に、お客様のための投資活動から生じる可能性のある利益相反を軽減し管理するための方針と手続きを策定していますが、SSGAがすべての利益相反を特定すること、または特定されたすべての実際または潜在的な利益相反が問題なく軽減または排除されることを保証するものではありません。

SSGAJ は、業務遂行についてどのような方針および手続きをとっていますか。

国内においては、SSGA は、金商法に基づき、その顧客が不当に被害を受けることがないような、利益相反を適切に管理するための内部組織、方針、手続きおよびシステムを確立し維持するよう義務付けられています。取締役会は、利益相反の管理に関する方針を採用しています。この要約は、SSGAJ の公式ウェブサイトに掲載されています。この方針には、(a)利益相反に起因する可能性のある取引の種類やパターン、および(b)利益相反に起因する可能性のある取引に関する具体的な説明が記載されており、これらの取引を管理する方法（例えば、事業ユニットの分離、開示、条件の改定等を通じた管理）を規定しています。コンプライアンスおよびリスク管理部門は、この方針の実施を監督する責任を負います。

また、SSGA は、グローバルに、特定の利益相反の管理を合理的に支援することを目的とした多くの方針、ガイドラインおよび手続きを採用しており、SSGAJ は、適用かつ関連する範囲において、これらを遵守しています。これらには、以下が含まれています：

- SSGA の議決権行使およびエンゲージメント活動により生じる可能性のある利益相反の管理に関する具体的な指針について規定する、SSGAグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則ならびに 関連する SSGA の議決権行使およびエンゲージメント活動により生じる利益相反の管理
- 従業員の個人的な取引活動に適用され、「各従業員が常に SSGA の顧客の利益を最優先する義務を有する」ことを特に規定する、SSGA 倫理規程。
- 取引に参加するすべての SSGA 顧客に対する公正かつ衡平な取引の執行の提供を目的とした、取引配分、IPO 配分および内部クロス取引に関する SSGA の方針および手続き。
- 取引を特定のブローカーを対象に行うことを要求する顧客が書面でこれを行うことなどの事項を義務付ける、SSGA の指定ブローカレッジポリシー。
- 並行運用に関する会社のポリシーを含み、SSGA およびその関連会社の投資専門家による複数の口座の同時運用により生じる可能性のある利益相反を SSGA が軽減する方法を記載した、SSGA の投資運用マニュアルの原則。
- 投資に関する取引の執行前に確立された SSGA の手続きに従って、SSGA がどのようにすべての口座に当該投資を平等かつ衡平に配分し、経時的に口座に全体的な不利な影響または悪影響を与えないようにするかについて記載した、SSGA の取引合算および配分（IPO および売出しを含む）ポリシー。

また、顧客は、関連会社との代理取引に従事するための許可書を SSGA に提供しなければなりません（適用法令等に基づき認められる場合）。SSGA は、自己取引および関連会社との取引に従事することを禁止または制限する一部の法令等に服しています。

SSGA は、重要とみなされた特定の利益相反を管理することを目的とした様々なメカニズムを採用しています。これには、(1) 当該利益相反の顧客に対する開示、(2) 方針、手続きおよび管理の実施、ならびに (3) これらの方針、手続きおよび管理の遵守継続の監督が含まれています。SSGA はまた、利益相反の一覧表を保持してい

ます。これは、SSGA における相反を特定、監督および軽減する事項を文書化したものです。この利益相反一覧表は定期的に見直され、規制環境および SSGA の業務の変更を反映するために 必要に応じて更新されます。また SSGA は、SSGA の社内アドバイザー・グループであるインベストメント・ソリューション・グループそしてアウトソーシングされた投資運用サービスを提供する SSGA の社内チームであるトータル・フィードフォリオ・ソリューションズにまつわる潜在的な利益相反を処理および管理するために、SSGA の担当者が遵守すべきガイドラインを確立する枠組みを導入しました。この枠組みは、インベストメント・ソリューション・グループおよびトータル・フィードフォリオ・ソリューションズを SSGA の他の領域から分離することで、それらの事業モデルが SSGA の他のポートフォリオ運用チームと並行して運用された場合にもたらす可能性のある潜在的な利益相反を軽減する一助となっています。

弊社は、生じる可能性のある利益相反、リスクならびに規制上、法律上および顧客契約上の要件を軽減ならびに管理することを一般的な目的とした方針および手続きならびに管理を策定しているものの、特定されたすべての実際の利益相反または潜在的な利益相反が成功裏に軽減または排除される保証はありません。また、弊社は、

SSGA およびその関連会社によるサービスの提供に関連する重大なリスクおよび利益相反を本書において 特定するよう努めておりますが、そうしたリスクおよび利益相反のすべてを特定していない可能性があります。また、その他のリスクおよび利益相反が将来生ずる可能性があります。

ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ について

当社は、世界各国の政府、機関投資家、金融アドバイザーを顧客とし、顧客の皆様が財務上の目標を達成する手助けを行うために、指針となる以下の原則を毎日実践しています。

- 厳格さが礎
- 幅広い選択肢からの構築
- スチュワード（受託者）として
- 将来への投資

過去 40 年にわたり、これらの原則のおかげで当社は激しく変動する投資の世界で翻弄されることなく、数百万もの人々の金融面の将来を守る手助けを行ってきました。これは、世界 29 拠点で活動する従業員の存在、そして、常に向上しようという全社共通の強い信念がなければ実現できなかったと確信しています。その結果、約 3.69 兆ドル*を運用する世界第 4 位の資産運用会社へと成長しています。

*この数値は2023年9月30日現在のものであり、State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC (SSGA FD)が単独でマーケティング・エージェントを務めるSPDR商品に関する約581.3億米ドルの資産を含みます。SSGA FDはState Street Global Advisorsの関連会社です。運用資産残高は全て監査前のものであることに留意ください。

ssga.com

[State Street Global Advisors Worldwide Entities](#)

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, ADGM Branch, Al Khatem Tower, Suite 42801, Level 28, ADGM Square, Al Maryah Island, P.O. Box 76404, Abu Dhabi (United Arab Emirates) Regulated by ADGM Financial Services Regulatory Authority. T: +971 2 245 9000. F: +971 (0)4-4372818.

Australia: State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services Licence (AFSL Number 238276). Registered office: Level 14, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia T: +612 9240-7600. F: +612 9240-7611. Belgium: State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 185, 1170 Brussels, Belgium. T: +32 2 663 2036. State Street Global Advisors Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Canada: State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Quebec, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 800, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900. France: State Street Global Advisors Europe Limited, France Branch ("State Street Global Advisors France") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street

Global Advisors France is registered in France with company number RCS Nanterre 899 183 289, and its office is located at Coeur Défense - Tour A - La Défense 4, 33e étage, 100, Esplanade du Général de Gaulle, 92 931 Paris La Défense Cedex, France. T: +33 1 44 45 40 00. F: +33 1 44 45 41 92. Germany: State Street Global Advisors Europe Limited, Branch in Germany, Brienner Strasse 59, D-80333 Munich, Germany ("State Street Global Advisors Germany"). T +49 (0)89 55878 400. State Street Global Advisors Germany is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Hong Kong: State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200. Ireland: State Street Global Advisors Europe Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 49934. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300. Italy: State Street Global Advisors Europe Limited, Italy Branch ("State Street Global Advisors Italy") is a branch of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Italy is registered in Italy with company number 11871450968 - REA: 2628603 and VAT number 11871450968, and its office is located at Via Ferrante Aporti, 10 - 20125 Milan, Italy. T: +39 02 32066 100.

Japan: State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association. Netherlands: State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building 7th floor, Herikerbergweg 29, 1101 CN Amsterdam, Netherlands. T: +31 20 7181 000. State Street Global Advisors Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Europe Limited, registered in Ireland with company number 49934, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Singapore: State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robins Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501. Switzerland: State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16. United Kingdom: State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350. United States: State Street Global Advisors, 1 Iron Street, Boston, MA 02210-1641.

留意事項
本書はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。本書は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資には、元本割れリスクを含むリスクが伴います。ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの書面による明示的な同意なしに、本著作物の全部または一部を複製、複写もしくは送信、またはその内容を第三者に開示してはなりません。すべての情報は、別段の記載がない限り、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズによるものであり、信頼できると考えられる情報源から入手したものでありますが、その正確性を保証するものではありません。これらの情報は、現在の正確性、信頼性もしくは完全性、またはこれらの情報に基づいた意思決定に対する責任についての表明や保証はなく、これらの情報はそのようなものとして依拠されるべきではありません。提供された情報は、投資助言に該当するものではなく、そのようなものとして依拠されるべきではありません。本情報は、有価証券の購入の勧誘または売却の申出とみなされるべきものではありません。本情報は、投資家の特定の投資目的、戦略、税務上の地位または投資期間を考慮したものではありません。ご自身の税務・財務アドバイザーにご相談ください。ここで言及されている商標およびサービスマークは、それぞれの所有者の所有物です。第三者のデータ提供者は、データの正確性、完全性または適時性に関していかなる保証または表明も行わず、また、かかるデータの使用に関連するいかなる種類の損害に対しても責任を負いません。

留意事項

© 2024 State Street Corporation. All Rights Reserved. Tracking #: 3793535.6.1.APAC.RTL Exp. Date: 2/28/2025